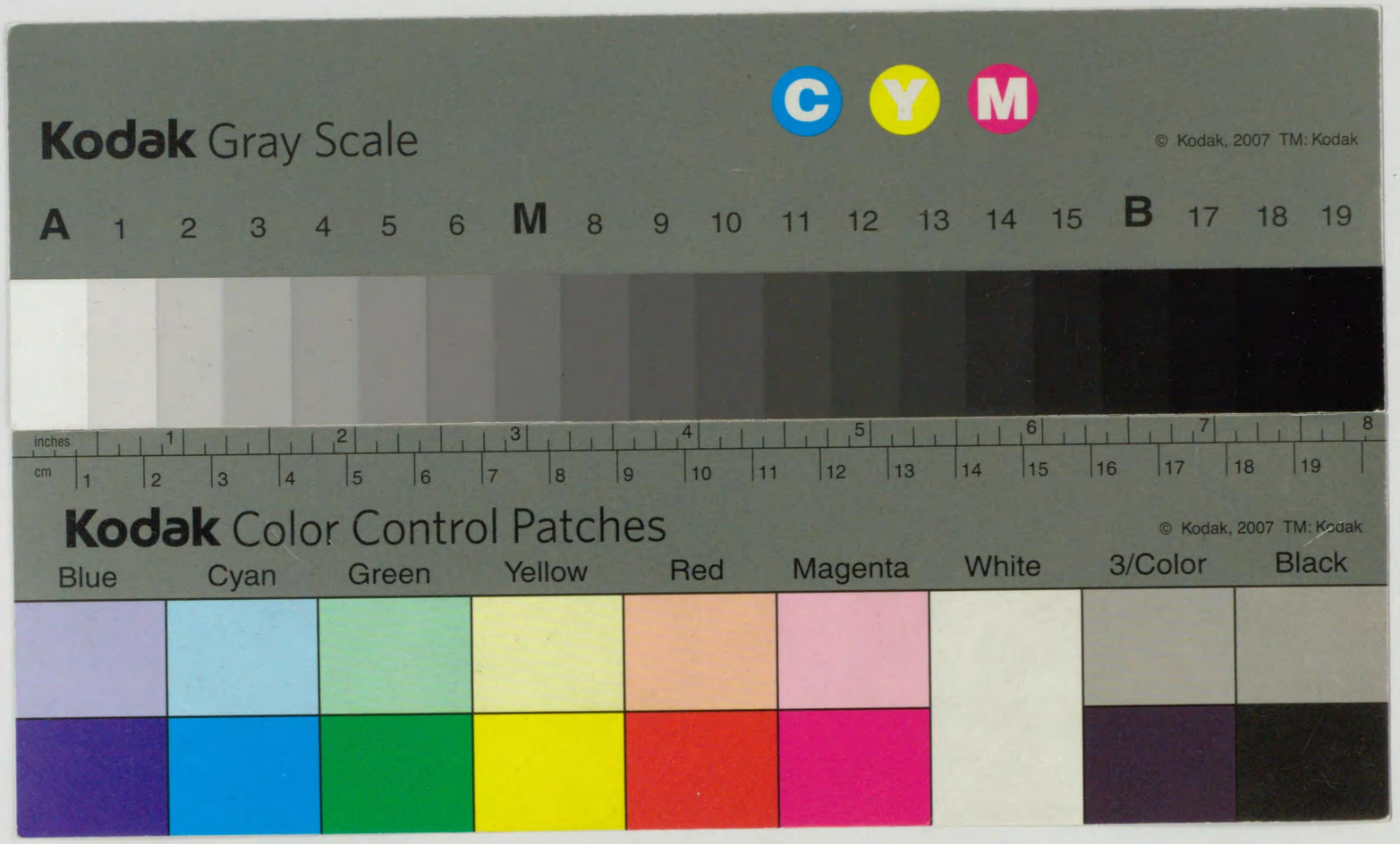

591
591-195
12005015261 95

邦家之光

明治大帝御尊影

明治大帝御會濕

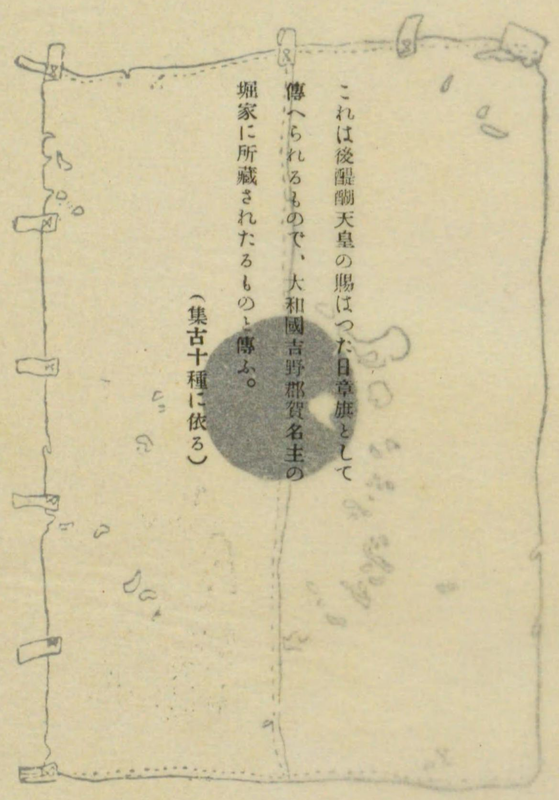

これは後醍醐天皇の賜はつた日章旗として傳へられるもので、大和國吉野郡賀名主の堀家に所藏されたるものと傳ふ。

（集古十種に依る）

（集古十藪ニ対ス）

歴後ニ再鑄ラルタルモノト認ム。

銘くさびるもの、大隋圓吉祥供養各主の

ことは幻数圓鏡大皇の眼幻じた日尊様ようつ

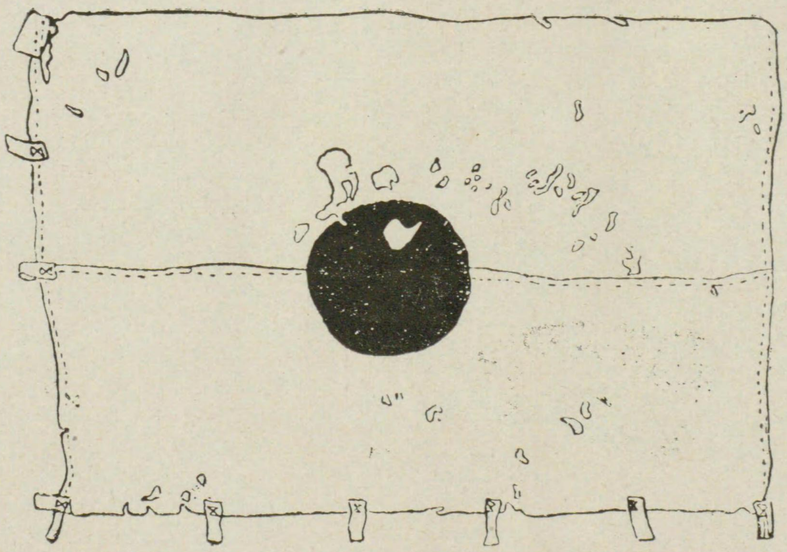

大勳位伯爵東郷平八郎閣下の揮毫

本國旗

伯爵東郷平八郎書

大勲位伯爵東郷平八郎閣下の戰亡

大日本國旗

伯爵東郷平八郎書

邦家之光

公爵島津忠重閣下の題字

海董書

公爵島津忠重閣下題字

邦家之光

海董書

明治天皇御製

樞密院顧問官從二位勳一等子爵石黑忠悳閣下の揮毫

神のみ代さこそあらめ

侍二位勳一等子爵石黑忠悳敬書

従二位勲一等子爵 黒田清隆

明治天皇御製

黒田のきゝ朝臣のはたらきに天照す
神のみいつさとあらはれぬ

従二位勲一等子爵 黒田清隆 謹書

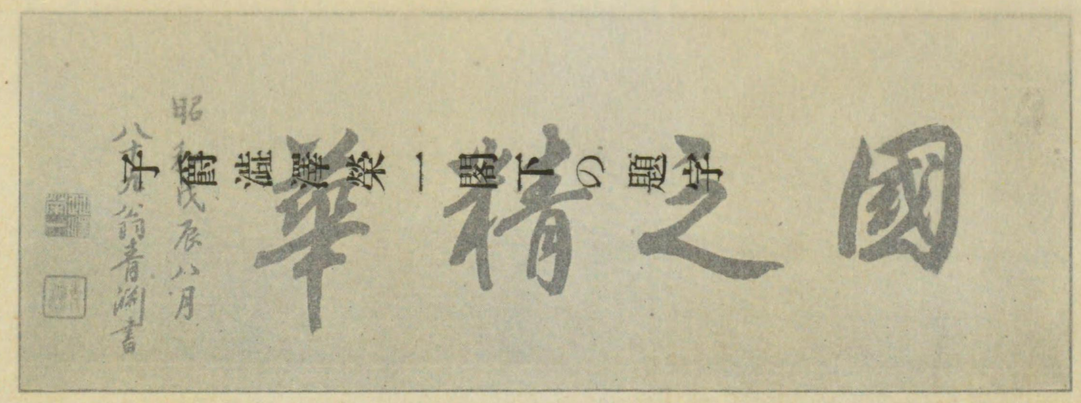

子爵澁澤榮一閣下の題字

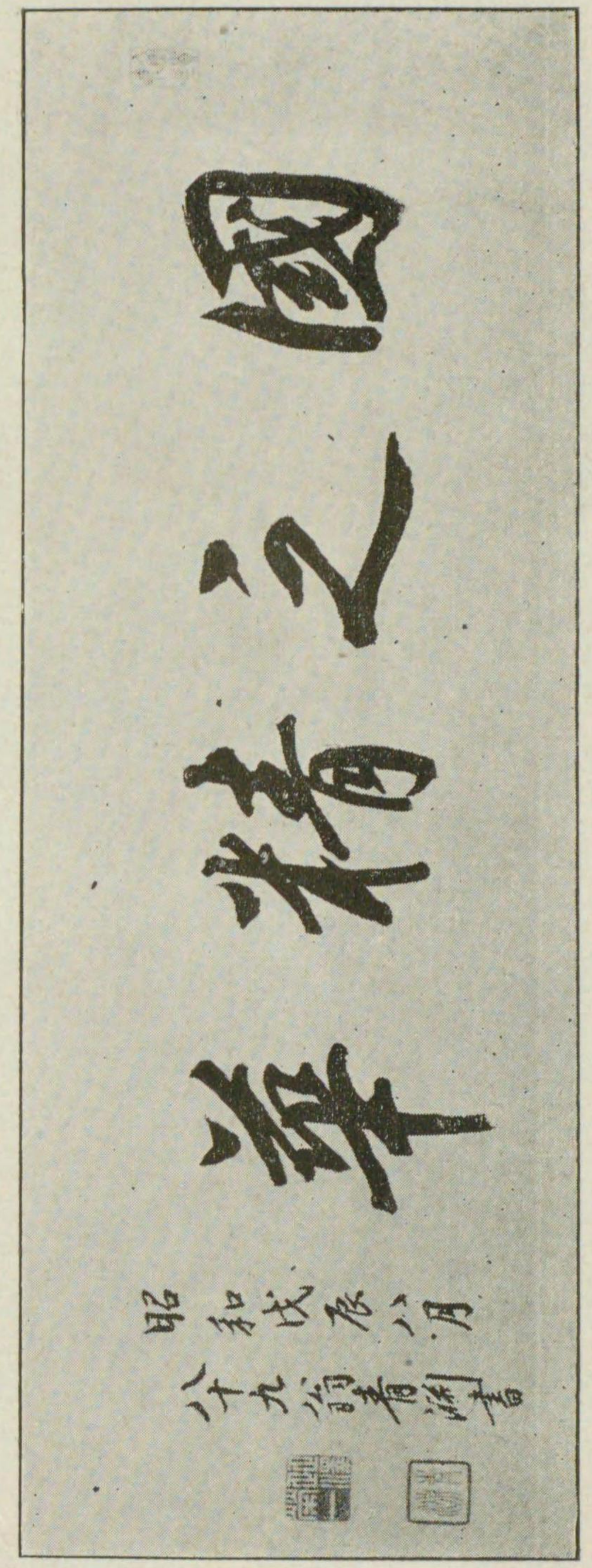
國之精華
昭和戊辰八月
八十九翁青淵書

子爵 入江爲守閣下題字

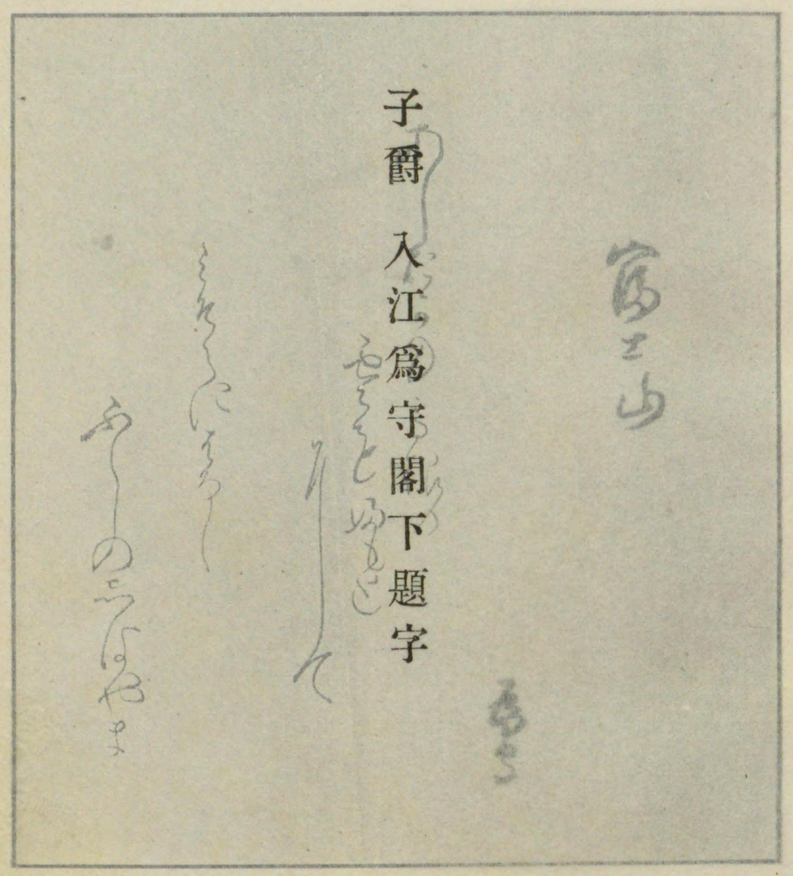

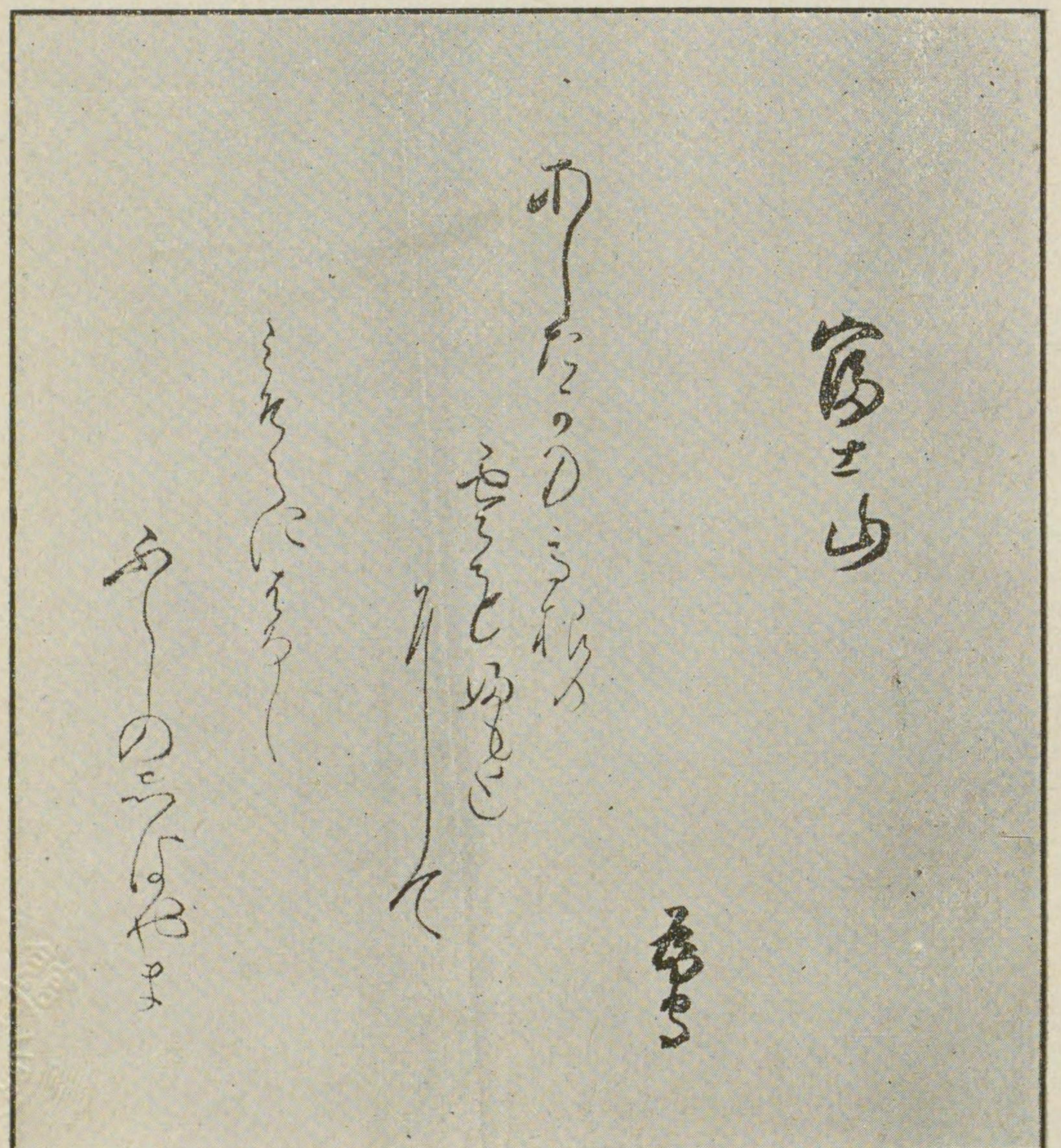

子爵入江為守閣下題字

樞密院顧問官鎌田榮吉閣下題字

天地久

丙寅春日

竹雪

天長地久

丙寅孟夏日

竹雪 國麿

帝國圖書館藏
IMPERIAL LIBRARY

謹密製顧問官鍵田榮吉閣下賜宇

法學博士水野練太郎閣下題字

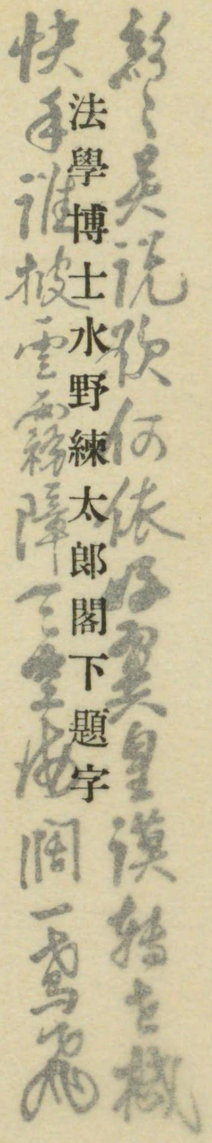

大正四年秋書懷

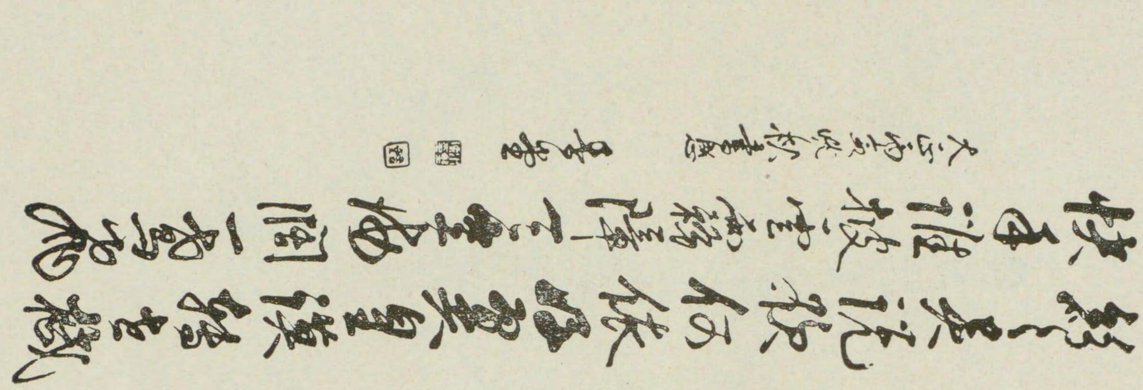

東京帝國大學圖書之印

東京帝國大學圖書之印

東京帝國大學圖書之印

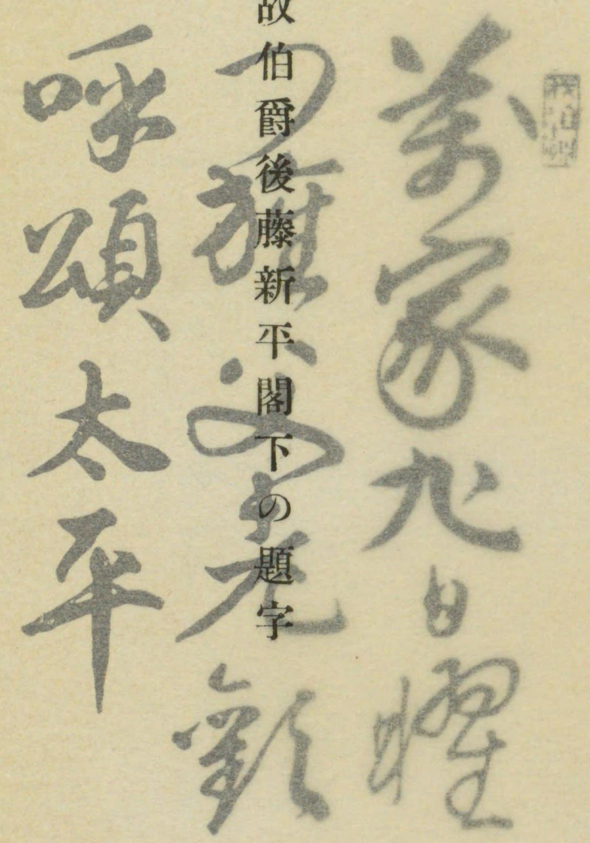

故伯爵後藤新平閣下の題字

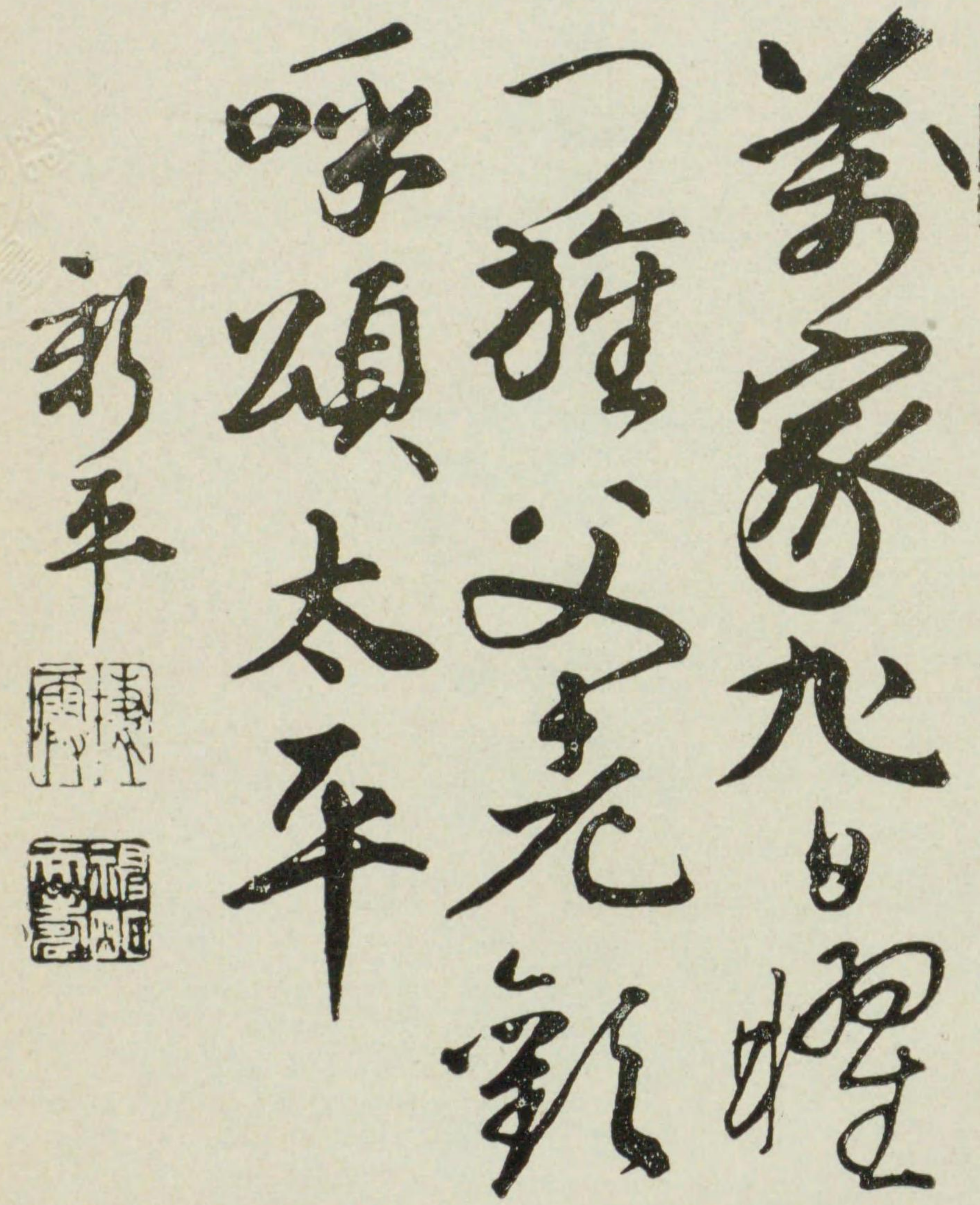

故伯爵後藤新平閣下の題字

故陸軍大將男爵田中義一閣下の題字

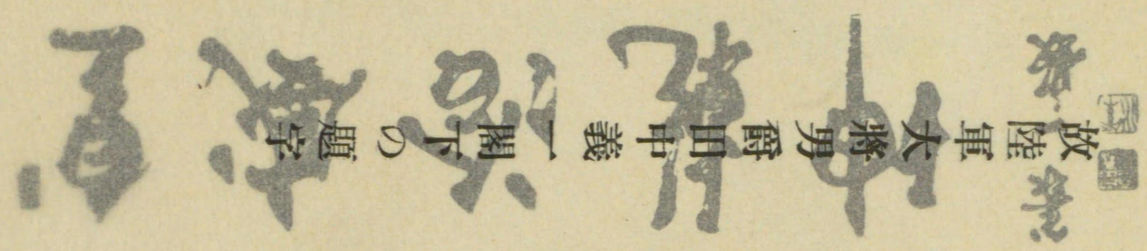

西遊記

李卓吾評

汲古閣千の題字
大隈民藏田中義一閣下

故伯爵大木遠吉閣下の題字

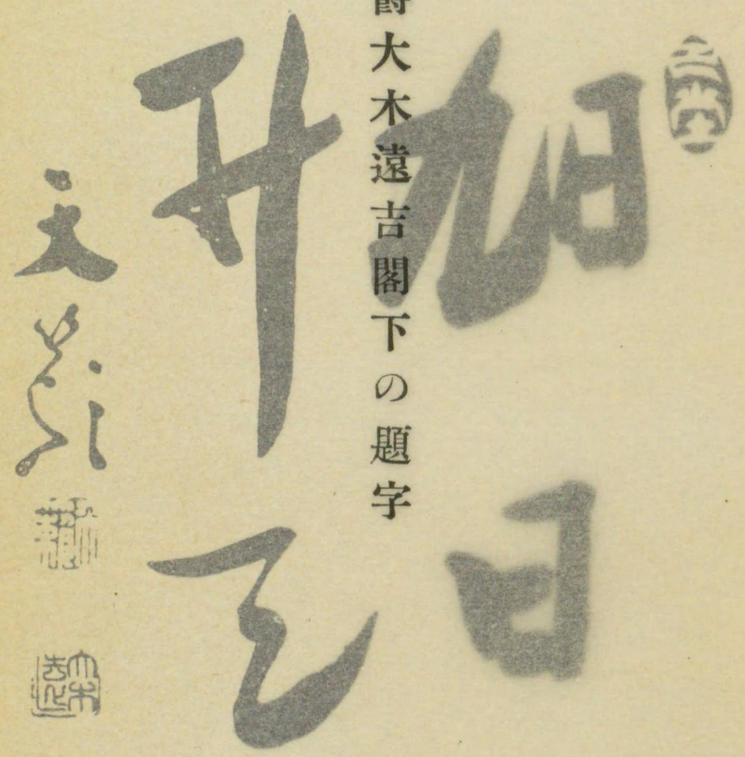

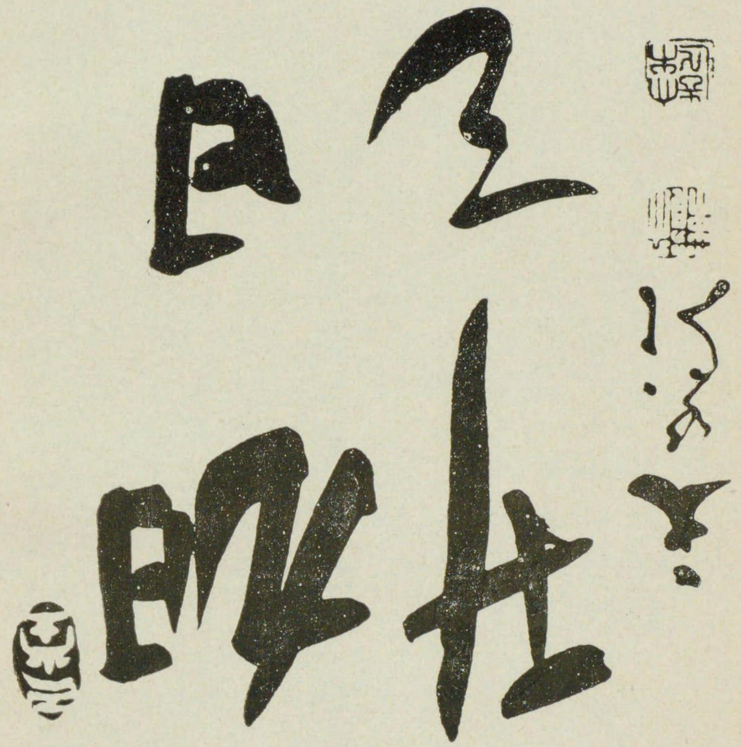

始皇陵大木窯古墳の題字

正四位勳三等巖谷修先生の揮毫

聖諭

朕惟我　皇祖　皇宗肇國宏遠樹德深厚義烈貫乾坤光一心世濟其美此我國體之特華而教育之淵源實為
于此矣爾臣民孝于父母友于兄弟奉公可以扶翼天
時世務居常盡職遵國法以成人倫及相作善俗
壤無窮之　皇運矣果能如此非獨為朕忠良之臣民亦足以
顯彰爾祖先之遺風斯道實我　皇祖　皇宗之遺訓子孫臣
民所當俱遵守焉通諸古今而不謬施諸中外而不悖朕与爾
臣民偕拳拳服膺庶幾咸一其德

明治二十三年十月三十日

正四位勳三等　巖谷修拜書

五四位勲三等巖谷修拜書

聖諭

正四位勲四等文學博士川田剛謹譯

朕惟我　皇祖　皇宗肇國宏遠樹德深厚我臣民克忠克孝億兆一心世濟其美此我國體之精華而教育之淵源亦實存于此矣尓臣民孝于父母友于兄弟夫婦相和朋友相信恭儉持己博愛及衆修學習業以啟發知能成就德器進廣公益開世務居常重國憲遵國法一旦緩急則義勇奉公可以扶翼天壤無窮之　皇運矣果能如此非獨為朕忠良之臣民亦足以顯彰尓祖先之遺風斯道實我　皇祖　皇宗之遺訓子孫臣民所當俱遵守焉通諸古今而不謬施諸中外而不悖朕与尓臣民偕拳拳服膺庶幾咸一其德

明治二十三年十月三十日

正四位勲三等巖谷修拜書

591-195

序文

我が國民の國旗に對する觀念は之を歐米諸國人のそれに比し薄き感あるは予の平生遺憾として措かない所である。

北米合衆國人の如き、盛に國旗を掲揚し又之を尊重する學校に於て毎朝全校の兒童生徒か國旗に敬禮するを例とするが如き聊か過ぎたるの感なきにあらざるも「國旗を輕視するに勝る萬々である。

獨乙の新憲法に於て國旗を規定したるが如き以て其

の國旗を尊重するに如何に大なるかを見る。

予は我か國民か國旗を更に大に尊重するに至らんことを望むと共に、此のうるはしき日章を國旗とする日本國民たるの品位を維持して苟旦にも之を汚すなからんことを望むものである。

大正十五年三月

澤柳政太郎

序

我が大日本帝國の表象である國旗は國家そのものゝあらはれなりと謂ふも敢て過言でない。

本邦の國威を內外に宣揚するも國旗であれば中外に標榜するも亦國旗である。微風のまに〳〵麾く國旗の中にはおのづから本邦傳來の大和魂のひらめきも見ゆれば世界雄飛の大鵬も見ゆ。これ實に我か皇祖皇宗の遺風の顯れでもあれば現下雲上にまします一天萬乘の聖威の現はれでもある。されば各戸每に揭ぐる國旗は我か帝國の精神を表すものにして自ら祭政一致君民同治、忠孝一途の大信念となり皎々として八紘の內を燭し赫

々として千山萬水に映じ斿々として天地の間に反施するのである。

余は夙に國旗の趣旨を闡明してその精神を國民の間に普及する事に關し紛骨碎心その勞を惜まざる者である。

今回日本國旗會設立滿五ケ年を期とし玆に本書を刊行し以て日章旗の意義を縷說し、その大綱を表明せんとす。

幸に大方諸彥の御賢察を請ひ御賛同御聲援あらんことを偏に翹望する次第である。

昭和四年十一月三日

著者識

本書に關する題字及口繪

明治大帝御尊影

後醍醐天皇の賜つた日章旗

楠公父子櫻井の驛

大勳位　東郷平八郎閣下題字

公爵　島津忠重閣下題字

子爵　石黑忠悳閣下題字

子爵　澁澤榮一閣下題字

子爵　入江爲守閣下題字

樞密顧問官　鎌田榮吉閣下題字

前文部大臣法學博士　水野練太郎閣下題字

故伯爵　後藤新平閣下題字
故男爵　田中義一閣下題字
故伯爵　大木遠吉閣下題字
巖谷修先生揮毫

日本國旗目次

第一章　國際間に於ける國旗の由來
第一節　個人及社會の表象……一
第二節　國家の表象……五
第三節　近世の國民生活に於ける國旗の觀念……九
第四節　國旗の神聖及尊嚴……一一
第二章　日章旗の由來及制定
第一節　日章旗の起原……一五
第二節　日本の國號と日章旗との關係……二一
第三節　德川幕府に於ける開國進取と日章旗……二九
第四節　明治維新と日章旗……三三
第三章　日章旗の國家的意義形式及內容
第一節　大日本帝國の人格的表象……三九

第二節　大日本國の目的の表象……四五
第三節　大日本國の使命の表象……四九
第四節　太陽と人生……五一
第五節　太陽と天照大神及天津日嗣……五五
第六節　質　素……五九
第七節　清潔。潔白。正直。廉恥。……六三
第八節　快活。勇氣。熱誠。……六七
第九節　圓滿。智慧。完全。統一。……七一
第十節　正義。公正。博愛。平和。……七三
第四章　日章旗掲揚の範圍
第一、對外的掲揚……七九
第一節　船舶に於ける日章旗の掲揚……七九
第二節　海外居留地に於ける日章旗の掲揚……八三

第三節　國際的儀禮に於ける日章旗の掲揚。……八五
第二、對內的掲揚……八八
第一節　祝祭及凶禮に於ける日章旗の掲揚……八八
第二節　國民教育に於ける日章旗の掲揚……九〇
第三節　國民個人の國家的奉仕に於ける日章旗の掲揚……九三
第四節　審美的精神に於ける日章旗の掲揚……九五
第五章　日章旗掲揚の仕方及心得
第一節　敬虔的態度……九七
第二節　一般掲揚の仕方……九九
第三節　船舶に於ける掲揚の仕方……一〇三
第四節　外國々旗と併掲の場合……一〇五
結論

目次終

邦家之光

第一章　國際間に於ける國旗の由來

第一節　個人及社會の表象

人にはめい〳〵名前が附けられてあるが、これは個人の表象である。人の一切の生活はその人の名前によつて總てが表されて居る自分の名を重んずるのは自分の名前を辱めない爲めである。また家には姓氏といふものが定まつて居るがこれは家族の表象であり、社會生活の最少單位に於ける團體の表象である。

家族の生活はこの姓氏によつて總て表されて居る。家名を重んじ家憲を奉じて、子孫の繁昌を祈るのは祖先の遺靈を穢さない爲めである。

また個人の集つた各種の會合や團體、或は家の集つた都邑といふやうなものも、それ〳〵固有の名稱をもつて居て、獨立の存在を表象して居る。

斯くの如き場合に際しめい〳〵の個人や社會を表象する方法として言

語を用ひ、或は文字を以て記述するのが常であつたが、それに伴ふ缺點はその表象の印象が餘りに微温的であつた。殊にこれを強く表はして自己の存在の意義を明にする場合には、言語や文字以外に何等かの新しい方法を講じなければならない。

旌旗はこの場合に發明された自己表現の簡明なる方法である。

支那の古典には旌は表とも、章とも、精とも誌されてあり、旗は期とも、表とも書かれて居る。

すなはち旗、旃、旄、旆、旒、旛、旟、旝、幡、幟など其他數十の文字は何れも旌旗の種類やそれを形容した言葉であつて、色々な意義を表はして居る。家門を表はすに用ゐたものもあり、氏族を統括するのに用ゐたものもあり、貴賤を表識するに用ゐたものもあり、大將軍の猛威を示すに用ゐたものもあり、州里の目標として樹てられたものもあり、頑民の善惡を識別するに用ゐたものもあり、旁々として飛揚し旋反する旗貌を表したものもある。

我が國では源氏に白旗があり、平氏に赤旗があるを首として、新田足利の中黒、中白、北條氏の魚鱗、楠氏の菊水などの旗があるのは家紋族旗を表はすと共に士卒を指揮する大將の旗でもあつた。

西洋諸國に於てもこれと同樣である。希臘には各都市にそれ〳〵の神話を表象した旌旗があり、羅馬には首將の名を刺繡した軍旗があり、基督教徒には十字旗があり、マホメットは自ら綠色旗を揚げシャーレマン帝には羅馬法王より贈られたヲリフレームOriflameの旗があり、ヨーク家に白薔薇の旗あり、ランカシャー家に赤薔薇の旗があつた。

斯くして旌旗は個人の表象に初まり、家族、旌氏、團體の起原や慾望や士氣などを表象して精神を鼓舞するに用ゐられたのである。

羅馬の旌旗である、羅典語のSignum, Vexillum, Ingigneも標識の意味であり

英語のFlagがFloot(飜る)の意より來りBanner, Standared, Ensign, Pennon Pennant Streamer, Gonfanon, Signalの諸文字も漢語の諸文字と殆ど同義であり、邦語の「は(波)た(手)」の意にも通ずるのは人間の自然の要求に基いて居るからである。

明治天皇御製

さしのぼる朝日のごとくさわやかに
たのもほしきけは心なりけり。

第二節　國家の表象

西洋に於ては東羅馬帝國がその勢振はず、土耳古人の侵略に對し防戰し難いので、遂に十字軍の遠征となつたのであつた。基督教諸國の侯伯武士は感激してその聖軍に加はり、何れも赤十字の布片を著けて從軍の章とした。これに對して土耳古人はその由緒ある弦月旗を飜して獨力對抗し、その强大なる旗幟の下に十字軍として遂に失敗に終らせたのである。この時に基督教國の旌旗たる十字旗は耶蘇の十字架を徽章としたものであり、土耳古の弦月旗もその初めはビザレチン帝國の徽章でダイアナ女神の記號であつたのを、マホメット二世のコンスタンチノーブル攻陷と共に戰捷紀念として土耳古の徽章にしたのである。そこで弦月旗も初めは基督教徒の旗であつて、侯、伯、武士等でも之れを用ゐる者があつたが、土耳古人が盛んに

用ゐて居るのを知つて以後これを廢して、マホメッド教徒の專用物にした。斯樣にして基督教徒の表象は十字旗となり、マホメッド教徒の表象は弦月旗となり各々その國教を明示するの要具となつたのである。

けれどこれは未だ宗教戰に由緒した教徒の色分けに用ゐられたに過ぎないから正確な意味に於ける國家の表徵では無い殊に基督教諸國より出征した侯伯武士は十字旗の外にそれ〳〵の家紋族旗を表識として用ゐて居たので、各自の國家を表象する國旗といふまでには到らなかつた。その後十字軍の敗北により法皇權は衰微し封建制度の衰頽となり侯伯武士の產を失ひ或は死歿した者が多かつたそれが爲めに、王權の振興が促進されたのであるこれと同時に東方との交通貿易發達し自由都市の勃興となり、その聯合運動となつて現はれたのであるその結果として自ら中央集權となり國家の統一となつて近世國家の出現を見るに至つたのである。そこ

で近世の歐洲諸國は各々獨立の主體となり、自由の存在者となつて個人の如く、一家の如く、或は各種の國體の如く個性を形成し國權の發動となつた。

それゆえそこには自ら國家の標識が必要となつてきた。各國は競うてその存在を鮮明にするため中外に標榜する旌旗の必要に逼まられた。

これが聊も近世國家に於ける國旗の濫觴となつたのである。

第三節　近世の國民生活に於ける國旗の觀念

國旗の起原は國家的勃興に起因したものだが幾多の戰爭や同盟の結果として對外國權の觀念をます〳〵強め國旗の概念はいよ〳〵發達するに至つた。

就中、十五六世紀より十七八世紀に至る歐洲の諸强國は競うて海上權を爭ひ海上の覇王となることが國家第一の目的であつた。即ち英國、佛國、和蘭、西班牙、葡萄牙、の諸國は猛然と世界の海上權を爭ふやうになつた、一旦法王の裁斷を仰いで岬によりて領海を分界すれば左は西班牙領右は葡萄牙領とすとの勅命と同樣であつた、或者は歐洲の海洋は蘭旗の縱橫に委ねよと叫び或者は海洋は自由であると謂ひ世界萬國の平等なるを主張した。英國の如きは政府自ら海洋の私有を國是となし、武力に憑へてもこれを實

第三節　近世の國民生活に於ける國旗の觀念

國旗の起原は國家的勃興に起因したものだが幾多の戰爭や同盟の結果として對外國權の觀念をます〳〵强め國旗の概念はいよ〳〵發達するに至つた。

就中、十五六世紀より十七八世紀に至る歐洲の諸强國は競うて海上權を爭ひ海上の覇王となることが國家第一の目的であつた。即ち英國、佛國、和蘭、西班牙、葡萄牙、の諸國は猛然と世界の海上權を爭ふやうになつた、一旦法王の裁斷を仰いで岬によりて領海を分界すれば左は西班牙領右は葡萄牙領とすとの勅命と同樣であつた。或者は歐洲の海洋は蘭旗の縱橫に委ねよと叫び或者は海洋は自由であると謂ひ世界萬國の平等なるを主張した。英國の如きは政府自ら海洋の私有を國是となし、武力に憑へてもこれを實

現しようとし、センデン一派の學者をして學理上海洋私有論を提唱させた。そして英國旗を掲げた艦船には自由に大洋を横行させ、他國の艦船をして英國の海上主權を承認させんがために外國船の國旗を引き下させようと主張した。それが忽ち各國の聯合となり、この横暴なる英國の所作に對し、數十回の外交談判及十數回の海戰となり、遂に英國をしてその主張を撤回させるやうになつた。これ等の論爭や實戰の結果國旗が國家の主權に甚大なる關係の有することがいよ〳〵明白にされた。

事來國旗の觀念がます〳〵發達して、今日に至つたのである。

第四節　國旗の神聖及尊嚴

前述の如く國旗の起源は國家の勃興に始まり國權の所在を明にし、殊に海洋航行の自由を擁護する國の表象であるから、極めて神聖にして且つ尊嚴なものとなつた。世界各國は各々建國の趣意に基いて國權を表象して居るので、そこに樣々な徽章と色彩とを用ゐて由緒ある國家の意義を發揮して居る。その光景は千態萬樣であるが何れもその個性の立派な生命を保有して居るのである。

單純なのも複雜なのもまた淡泊なのも濃厚なのも、その國民的意義の標榜であるから、局外からこれを彼是批評すべき性質のもので無い、これは人の顏が銘々に異なつて居り、天然自然の與へた創造であり、人格の殿堂であると同樣で國旗は縱令如何樣な線で繪かれ如何樣な色で塗られて、もそれ

は國家の殿堂であるから、これに對しては滿腔の敬意を表し衷心から歡迎しなければならない。これは現代の世界に於ては殆ど國際道德の全斑を示すものと言つても敢て過言ではない。

それで現在の西洋諸國に於ては從來の習慣として國旗の觀念が非常に發達して居て、國旗に對する神聖の意義や尊嚴の意味は兒童にさえ能く理解されて居る有樣である。先ず自國の國旗に對してその有難味を感じ無上の思慕を懷き、自らこれに向つて感謝の祈を獻げ、彼の女を謳歌せざるを得ない。歐米人の愛國心はその國旗に由來することが明かな事實になつて居る。隨つて他國の國旗に對しても之れを尊敬することは人後に落ちない。がまた自國の國旗を侮辱される場合には極度の憤慨を勃發し、それが戰爭の原因になる位である。それで各國何れも自國の刑法中に罰則を設けて、外國旗に對して侮辱を加へざるやうに警戒して居る。我が國の刑法第九十二條にも下記の如く規定されて居る「外國に對し侮辱を加ふる目的を以てその國の國旗其他の國章を損壞、除去又は汚穢したる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す、但し外國政府の請求によつて罰を罰す」と云ふのである。國旗の權成が如何に嚴乎たるものであるかは、この一事によつて想像されるのである。

第二章　日章旗の由來及制度

第一節　日章旗の起原

我が國の文化は漢唐の文化に倣ふたのが最も多い。兩者を離して考へることは不可能である。我が大和民族が文字を習ひ、曆數を考へ繪畫を描き旌旗を用ゐるやうになつたのは、全く支那文化の影響である。殊に天地陰陽の思想や日月星辰の觀測は支那にその源を發したので、それが漢學として我が國に傳來したのである。易の乾の卦には「大人は天地とその德を合はせ、日月とその明を合せ、四時とその序を合はせ、鬼神とその吉凶を合はす」とある。その繫辭傳に「懸象著明は日月より大なるは莫し」とも「陰陽の義は日月に配す」ともある。その他の書には「日は天の明にして、月は土地の精なり」とも「日は陽精の實にして、月は、陰精の實なり」とも「日は東に出て月は西に生ず」ともある。斯樣な譯からして、支那では天地、日月、陰陽、乾坤を重ずる

こと甚しく兩儀八卦、六十四卦、三百八十四爻に分けて、人間一切の吉凶を數理的に割り出さうと迄もしたものである。これらの思想は同保當然の結果として東洋文化の源泉となり、あらゆる事物に應用されるやうになつた。夫婦の關係を說くにも君臣の關係を說明するにも戰爭の勝敗を卜ふにも天子の旌旗を制定するにもこの思想によつてなされたのである。

支那では黃の時代にはその臣巫譽が初めて旌旗を作り、その兵を分けて五旗の制を設けた。それが後世に至り九旗に改めたと傳へられて居る。舜より禹に亘つて補佐の臣たりし大賢皐陶の作として傳へらる洪範九疇によれば、當時には既に五行、五事、五倫、五紀、五德、六常、九德、九洲の文字が用ひられて居る。五とか九とかといふ觀念は支那古代文化の根本思想になつて居たから、五旗が九旗となつた兵制をも想像することが出來る。それから以後周の時代にこの九旗の史實は明に典籍に載せられて居る。周禮の春官には「司常九旂の物名を掌り、日月常と爲す」とある、その註には「日月常と爲すとは、日月をその端に畫けるを謂ふ。天子の建つる所にして、常明を言ふなり」とある。また、これと同樣に周禮の春官巾車には「太常十有二旂を建つ」とあり、その釋明には「太常九旗、これに日月を畫けるもの正幅にして繆(カサリ)あり、旂は則ち焉れに屬す」とある依是觀之周の時代には既に日月の徽章を旌旗に描いたものが在つたのである。

飜つて我が國史を按ずるに、記紀に依れば伊弉諾伊弉冊尊の陰陽二柱の神があり、その御子には天照大神及び月讀尊の如き神あり、一方は日神として天上を司らせ給ひ他の一方は月神として日に配して夜を司らせ給ふと云ふことになつて居る。これ疑もなく支那の易の思想に由緒したものである。天地陰陽日月の觀念を取扱つた神話である。吾々は我が邦の神代の史實に就て如何ほどまで事實として信用すべきかに就ては的確なる證據を握

るに苦しむが支那の思想によつて天地日月の思想と云ふものは餘ほど古い時代から意識せられて居たことだけは信ずるに足る。日本紀の文武天皇紀に「大寶元年春正月乙亥の朔、天皇大極殿に御して朝を受くその儀は正門に烏形の幢、左に日像青龍朱雀の幡、右に月像玄武白虎の幡を樹て、蕃夷の使者左右に陳列し、文武の儀こゝに於て備はる」と書かれて居る、を見れば日月の幡は漢唐の文明によつて齎らされこの時代から掲揚され出したものであることが知らる。其後平安朝時代になると日の丸の徽章は扇などに盛に用ゐられて居るので、平家物語には那須の與一の射た扇も日の丸の扇であつたと記されて居る。

其後弘安の役には右大將惟康親王が日蓮を招いて四天王八大龍王に旭日を圍ませ、旭日の中に南無妙法蓮華經の題目を書かせ、これを筑前に送り今津の陣營に建てさせたと言はれて居る。現に仙臺市の三上某家に保存

されて居ると傳へられて居るまた太平記には「元弘の始、帝笠置山に錦の御旗を建つ、その制日月の像を金銀にて打ちつけたり」とあるまた大和國吉野郡賀名生の堀某家に藏せる後醍醐天皇所賜の旗であると稱するは、上と横とに乳が附いてゐて、白地に朱の日の丸を描いたもので現今の日章旗と毫も異らぬ。

爾來足利尊氏が光嚴院の院宣を奉じて九洲から再び上つて來た時に立てた旗もやはり錦の御旗に日章を描いたものであると傳へられて居る。

その他元龜天正の戰國時代となるに及び武將の中には日章を標識としたものも尠なくない。武田信玄、上杉謙信、德川家康及伊達政宗は何れもこれを用ゐて居た。豐臣秀吉が朝鮮征伐の際、日の丸の旗を掲げた上に、その船を日本丸と稱したのは有名である寛永十一年には德川幕府の御三家で相談して日の丸を公儀の徽章にすることに決定した事實があつた。これ

らの史實に由つて見れば日月の旌旗は支那の周時代の文化に發生したものであり、それが我が國に輸入されて盛に用ゐられたが日月の正幅二流を建てることは手數であるばかりでなく實際上不便が多いので簡素經便を好む日本人の考から一本で間に合せることになつた。即ち天地の天を取り、日月の日を取つたので日章の旌旗が代表的のものになつたらしい。

殊に旌旗は多く戰陣に飜されたものだから、月の如く冷たいものよりも、太陽の如く赫々たるものを好んだのは武士の心であつたからである。我が國人は文の上では月を詠じたが武の上では日を好んだものであつた。

照憲皇后御歌

日の御旗たかくかゝけて國民の
あふぐや歳の光なるらん。

第二節　日本の國號と日章旗との關係

我が國の國號に就て考へて見るに、神代には豐葦原の千五百秋の瑞穗の國と云つた。これは造化の三神が伊弉諾伊弉冊尊に授けられた神勅に發して居ると傳へられる。それから大八洲國といふ名がある。これは陰陽の二神がこの國を創建されたに由る。また耶麻土といふ名もある。これは八洲の中つ國の名である大耶麻土豐秋津洲といふ名もある。これは神武天皇三十一年四月に大和の腋上嗛間丘に登られ國の有樣を見廻はされた折に、蜻蛉の臀呫のやうであると仰せられたことに濫觴すと記されて居る。細才干足の國とも磯輪上秀眞の國とも、王垣の內國ともいふ名があり、更に倭國といふ名と扶桑國といふ名とがある。

日本といふ名は何時頃から始まり、何に起因して居るかといふに、これは

我が國と漢土との交通の上に生じた言葉である。漢土では我が耶麻土の國のことを發音の間違ひから、倭國と稱したものらしい。前漢書に地理志中に「樂浪の海中に倭國あり、百餘國を分てり」と記されて居る後漢書には、「倭は韓の東南大海の中に在り、山島に依りて居を爲すもの凡そ百餘國、武帝朝鮮を征し使驛を漢に通せし者三十諸國。各々みな王と稱し、世々傳統す。その大倭王は耶麻臺國に居る」と記されて居るこれは非常に貴重な史料であつて、信ずるに足る。我が國の文化は朝鮮に於ける樂浪郡に殖民せる漢人の手より傳へられたものである。それは今より二千年前のことである。大倭王は即ち耶麻土の國の朝廷であつて、諸國皇化にまつろはぬ徒輩すなはち熊襲、蝦夷、準人、根の國の類が百餘國あつたと書かれて居る。それは、多少掛値があるとしても始ぞ眞に近い。漢人の謂ゆる倭國は群雄割據の國であつたことが明かであり、それが次第に耶麻土朝廷の皇化に靡いたもの

である。漸次文化も進み、國內の統一した我が耶麻土國に於ては、對外の威信上より、漢字によつて適當な國號を一定することが必要になつて來た。耶麻土の當て字では振はない。權威がない、豐葦原の千五百秋の瑞穗の國では長たらしくて、漢文句調には塡り込まない。漢人の所謂倭國では何の意味をも爲さない。殊にこの時代に漢土には倭奴といふやうな文字が出來て、輕蔑の言葉に用ゐられて來た。國號の必要は自然の赴くところであつた。幸にも推古天皇の時に隨朝から使があつて書を送つたのに、倭皇と書いて在つたから、聖德太子は自ら筆を執つて返牒を書かれ「東天皇敬曰、西皇帝」「日出處天皇致書沒日處天子」と認められた。日本の名は用ゐられなかつたけれど東西や日の出沒は陰陽日月の思想に配した語であつたから、東といふも、日の出といふも尙ほこれを日の本といふと內容は同意義であつた。太子は從來の耶麻土の國を初めて日東の國として、公文書を以て西

方の漢人に強烈に印象させやうと爲されたのである。日本の國名は之れが動機となり、端緒となつたのである。

舊唐書には「日本國とは倭國の別種なり。その國が日邊にあるの故を以て日本と爲す。或は曰ふ、倭は自らその名の不雅を惡み、改めて日本と稱すと。或は曰ふ、日本は舊と小國なりしが倭國の地を併せたり」と記されて居る。新唐書には、日本は古の倭國なり。云咸元年（我が天智天皇即位第三年庚午）使を遣はして高麗を平げしを賀す。後稍々夏音を習ひ、倭名を惡み、さらに日本と號す。使者自ら言ふ國は日の出ずる所に近きを以て名と爲す云々と。日本は即ち小國なり。倭のために併せらる。故にその號を冒せり。使者情を以てせざる故に疑はし」とある。

これらの史料によつて見れば、日本といふ國名は天智天皇の以前に既にあつたものである。漢土に對する國史上から考へ出した體面上の產物であるから、それ相當に大なる意義を帶びたもので無ければならない。唐書では、使者が情に捉はれて本音を吐かないから疑しいとも云つて居るが今から見ればその使者は聖德太子以來の傳統思想を奉じて、忠實に眞相を傳へて國使の名を辱めなかつた。それは文面にある通りに、國が日邊にあり、日の出ずる所に近いから號して日本と稱したまでゝある。

そこには何の掛け値もなく、何の情實もなく、讀んで字の如く日の本であるから日本である。日の出ずる所に近いから日本である。日邊であるから日本である。漢人の陰陽日月の思想に依れば「日は東に出で月は西に生ず」とあるから、夏音を學んだ吾々の先祖が、從來の耶麻土の國を西方の漢土に對しては日本と號して夏音を以て傳へ內輪むきではこれを訓で「やまと」と讀ませたのは少しも不思議が無い。

それから我國の神代には伊弉諾伊弉冊の陰陽の神あり、大日孁女尊と月

讀尊の如き日月神があり、天地に配して神德を異にして居るのは、支那大古の易の思想に濫觴して居るものであり、それが大和民族によつて神話化されたものである。この神話が事實であるか何うかは研究の餘地が無いが唯だ大和民族の性格と國家の統一の上からも天であり、月よりも日であつた。即ち高天原を始めて大和民族を安定するに無くてはならぬ實際的觀念は、大陽の如く炎々赫々たる天地創造の思想であつた。即ち太陽崇拜であつた。皇祖を大日靈女尊に求め、天照大神の御威光を必要とするに至つたのは自然の勢である。天津日嗣をその皇孫に求め、萬世一系の天皇を奉ずることを以て國體とするに至つたのも亦自然の趨勢である。日本の國號は支那の日月東西の思想から天文數理の觀念により、又は太陽崇拜の宗教心によつて生じたもので實際の人間にて在らせられた天照大神とは直接の關係はないが、間接には大陽崇拜の祖神としての天照大神とは符節を合して居たので、一舉兩得の國號を生じた譯である。

日章旗は太陽を象つた日の丸の旗であるから、日本の國號と不則不離の關係を以て居る。日本といふ國號の意義を如實に表象して居る。日出の國、日邊の國、即ち日本の國を一個の日の丸に描いて表識としたものである即ち太陽を描いてそれを日本國の象徴としたのである。斯樣に日章旗の精神は既に日本の國號そのものに起因して居るので、少しくこの國號に就いて思考すれば凡そ我が國民たるものは三才の童兒と雖も、皎々たる、朝暾の曙の幕を排して湧躍する光景を想像するのである、若しこれを國家の創造であると考へるならば日章旗は實に天照大神の化身であるとも考へらる。

第三節　德川幕府に於ける開國進取策と日章旗

日章旗の抽象的な觀念は既に前述した通りであるとすれば、近く德川時代の末である。幕府は開國進取の國是からして、通商條約を締結して各國の船舶の出入を許した。その結果各國の艦船はそれ〳〵國旗を掲揚して、我が國の港灣に集つてきた。幕府ではこの際我が國の艦船にも何等かの目標を附けて、外國船と紛れぬ樣にしなければならぬ必要に逼られた。偶ま島津齋彬公が幕府の許可を得て帆前船を造つたので左の伺書を出した。

「大船十二艘(中略)小船三艘(中略)右の通追々製造致度、異國船に不相紛爲、白帆每に朱にて白丸印小旗吹貫等別紙繪圖面之通(下略)」

これに對して幕府では安政元年正月、勘定奉行近直をして再び船旗章を詮議させた。近直以下大目付等全國總帆印に中黑の章を用ゐ船印には白

布紺布吹貫と爲し、日の丸は幕府だけで用ゐやうとした。同年六月幕府の首席老中阿部伊勢守はこれを水戸の烈公に相談した。しかるに烈公はこれに對して事物の大小輕重を顚倒した遣り方だと評した。中黑の章は源氏累代の印で日の丸こそ我が大日本國の國章であると言ひ、幕府でこれを專用するなどは思ひも寄らぬことであると言つた。これより先島津家では水戸家、尾洲家、越前家、宇和島家へも同一の雛形を示して運動をして居たので、各方面からの觀迎もあつたから幕府の閣老達の協議も烈公の意見通りになり、島津家の建白も採用することに決し同年七月十一日を以て各藩に左の令を發布した。

「大船製造に就ては、異國船に不紛樣日本總船者、白地日の丸幟相用候樣被仰出候、且又公儀御船の儀は、白紺布交之吹貫帆中柱相建、帆の儀は白地中黑に被仰付候、諸家に於ても白地は不相用、遠方にても見分り候帆印銘々勝手次第相用可申候、長帆印其家之船印にても、兼而書出置候樣可被致候、右大船の儀、平常廻米其他運送に相用候儀勝手次第に候得共、出來の上者、乘組人數並海路乘筋運漕方等、猶取調可被相伺候、右之通可被相觸候」

斯樣にして日章旗はいよ／＼日本の船標となつた。續いて安政六年正月廿日には日章旗を大艦御國總印となす旨令が出た。その後文久三年八月七日に至り、この日章旗を以て一船御國印として用ふべき旨の公達があつた。それで日章旗は初めて日本の國家を表徵して、國民一般に揭揚すべき國旗となつた。この文久三年八月七日は實に日本の國旗を永遠に紀念すべき日に當るのである。

第四節　明治維新と日章旗

日章旗は既に德川幕府の布達によつて日本の國旗と制定され、大日本國民の生活を表象する公式の旗章となつたがその後王政復古して明治維新となるや、明治大帝は歴史的に由緒ある日章旗をそのまゝ採用され、遙かに

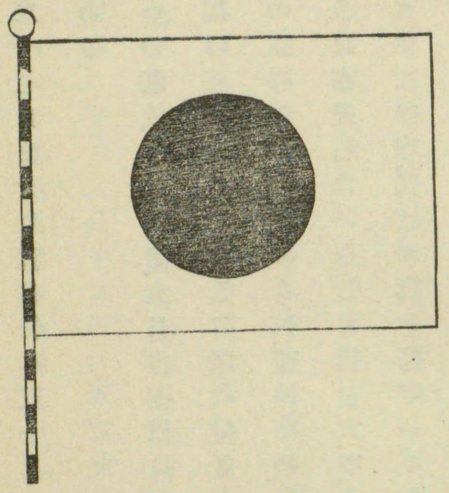

地　色……白
日　章……赤
横……縦の一とその二分の一
日章旗の位置……旗面の中心
日章徑……縦の五分の三
（明治三年正月布達第五十七號に依る）

後醍醐天皇の制定された日章旗の精神を繼承されて、いよ〳〵明治三年正月二十七日に太政官布告第五十七號を以て日章旗の制定を公達されたのである。

その制式に依ると、大日本國旗は白布に日章旗をしるし旗の縦幅はその横幅の三分の二となし日章の位置はその旗面の中心となし、日章の直徑は旗の五分の三と定められ、西洋形船舶は必ずこの規定に從へる旗を揚げるやうに布達した。そして旗を大、中、小、の三種に分け祝祭日には大旗を揚げ平日には中旗、又は小旗を揚げ一々その寸法まで達示されたが今日の慣例に依れば大中小の差別は實用の上には煩瑣なのでたゞ日章旗の精神を奉じて規定の比例に從ひ、白地に赤の日の丸を繪いたものを各自任意に掲揚するやうになつた。たゞその標準規定が大事であるから、前圖の通りに記憶して置けば便宜であらう。

その後この日章旗は西洋形船舶に掲揚するばかりでなく、その精神は總ゆる方面に應用された。陸海軍の諸軍旗や、皇族旗も、皆この日章旗の變形したものである。先ず明治三年五月十五日には陸軍御國旗が定められ同年十月三日には龜甲形錦地の旗面に金日を附し裏面に銀月を附した御國旗や、皇族旗、將旗、長旒等が定められ且陸軍御國旗をも軍艦並に艦首旗として用ゐらるやうになつた。

明治四年十一月廿九日には海軍諸旗章が定められた。明治五年三月廿八日には東京府知事の伺ひにより祝日祭日には人民一般に日の丸の國旗を掲げさせた。同時に開港場の府廳でも常に國旗を掲げることになつた。

明治八年十二月十日には海軍諸旗章の中御國旗及皇族旗を改正された。時に御旗の徽章たる金銀の日月は白色菊花御紋章に改められ明治十年七月には外國に渡航すべき帝國船舶は大小の別なく、必ず日の丸の國旗を掲

場するやう命ぜられた。明治十八年三月には、歩兵聯隊軍旗の制定があつた。それが今日用ゐられて居る十六旭光の日章旗である。

明治二十二年九月三十日には、天皇旗、皇太子旗、親王旗が制定された。天皇旗の白色菊花御紋章は改められて金色菊花御紋章と變つた。同年十月七日には從來の海軍諸旗章を廢し、海軍旗章條例を發布され、海軍大臣旗(元の海軍旗)將旗、代將旗、先任旒、長旒、軍艦旗、艦首旗、當直旗、運送船旗、要招水先旗、海軍病院旗等が制定された。海軍旗十六旭光の日章旗となり、艦首旗は普通の日の丸の日章旗となつた。明治二十九年九月には騎兵聯隊軍旗が現時のものに改定され、同年十月廿四日には海軍旗章條例は全部改正され、明治三十一年又は三十七年には小部分改正された。親王旗は皇族旗となり、將旗は大中小の三種に分けられ司令旒、工作船旗が制定され要招水先旗が廢され海軍病院が白地赤十字旗に改められた。

第三章　日章旗の國家的意義形式及内容

前述の如く、國旗は各國何れもこれを有して尊重愛護し、そこには因緣の深い歷史的背景がある。我國の日章旗も亦我が大和民族の歷史的發展に多大の關係を有し、日本の國號と與に一身同體の意義を有し、國家の生命そのものが自ら發顯して現在の制式に達したものである。吾々はこの國家の生命としての日章旗に就きその形式と內容とに亘つて如何なる精神的意義があり、如何なる道德的要素があり、如何なる人格的意義があるか、これを國家的立場より見最も雄大なる思想によつて新しく解釋して見たい。

第一節　大日本帝國の人格的表象

國家とは如何なるものであるか先ずこれを社會現象として觀察すれば、或る獨立せる權力に依る有機的な組織を以て統治せる人民の領土團體である。これが國家學のお定まりの説明である。けれど斯くの如き單純な定義では完全に國家の概念を説得するに困難な事情からして、遂に純法律學上の見地からこれを論究するに至つたのが所謂國家法人説である。須く國家は一の法人である。領土人民主權の構成する社會的現象が權利義務の主體となるのではなく、その社會的現象に基いて法律上より定められた國といふ觀念が權利義務の主體となるのである。即ち國家は自然人と同樣に人である。人格を有して居る。けれど人格は自然人の人格とは異つた法人格であると。これが法理學より試みられた最も新しき國家の概

念である。

しかしながら國家法人說に於ける人格の觀念は法律上の抽象論に過ぎないので、人格の意義に就ては何等の說明も試みて居ない。

ギールケの發明した法人格の觀念は單に心理學による說明に過ぎないから幼稚なものである。今日の論理學や哲學上の人格の觀念は大いに進歩して居る。吾々は現代の人格的觀念の點から國家の人格を考へ直さなければならない。今日の進歩せる思想に依れば人格とは人間の人間たる資格を示した價値規範の概念であつて、人生の目的としての至善至高を理想として活動する自我を言ふ。これは個人の道德的意義即ち良心の中に現存するものであつて知識も感情も亦意志も其の中にあり、さらに肉體的精神的及社會的生活を爲し而して、權利義務の屬性を具備するものである。自然人が法律上の權利義務の主體としての人格者であるのは、全くこの倫

理哲學の人格的概念に立脚するからである。又この人格なるものは個人の身體または精神に關する生活である。ほかに社會的生活であるが爲に、社會なるものは個人の人格より成立して居るもので、個人と社會とは同一なる人格價値の內容を共有することが認知される隨て個人の人格を離れて社會の人格なく、社會の人格離れて個人の人格はない。

國家が法律の權利義務の主體なる法人格であると云はれるのは、つまりこの倫理哲學上の人格的概念による結果なのである。

それゆえ國家學者の中には、國家は最高の道德であると見る人もある。これは現在の國家が最高の道德を行つて居る人格者であるといふ意味ではなくて、倫理上より見て最高の道德を實現して居る人格者であるといふ意味である。國家が既に法律上より見て法人格である以上は、その假說の概念や內容に至つては倫理的な最善最美な道德人でなければならぬ。法人

格者たる國家は人格者たる點に於て人生の目的とする所の至善至高を理想として、その自我を實現したものでなければならぬ所謂聖人君子の品性を發揮せねばならぬことは、國家自身の根本義である。國家の國家たる所以は單に法人格者であると云ふ意味ではなくて、法人格者として人間の人間たる人格の可能性を發揮し人生の目的を實現する道德的生活者であるとの意である。この點からして國家の人格者なるものは實に最善最美なるものでなければならぬことは自ら推知される。

現代の吾々國民は斯樣な法律倫理學上の新しい國家觀念を追究して始めて眞の國民的自覺を體得するのである。

我が大日本國は以上の人格的觀念に立脚してその國權を維持せんとするものである。日本といふ人格者の權利の上に國家の可能性を發揮するものである。日本國民の人格は直ちに大日本國の人格であり大日本國の人

格は直ちに日本國民の人格である。大日本帝國の最高の道德は直ちに日本國民の最高の道德であり日本國民の罪惡は直ちに大日本國の罪惡である。大日本國と日本國民とは人格に於てその生命を同じうし、名譽を同じうして居る。

是れ即ち大和魂の眞面目さである。大和魂とは大日本國の人格を指した言葉であつて日章旗はこれらの意義を表象した精神的存在なのである。吾々國民は日章旗に於て大日本國民の人格的意義を會得する。また日章旗に於て大日本國の人格的獨立をも體驗する。更らに國家最高の至善を見出し人生至上の價値を判斷するのである。吾々國民の人格の可能性は、日章旗に標榜された國家の人格の可能性によつて啓發される。

茲に於て日章旗は國家最高の絶對的獨尊に於ける靈的實在となり上、皇祖皇宗の遺靈となり下、全國民祖先の遺靈となり以て子々孫々の國民的人

格を擁護し、德器を成就する國民的德育の目標となるのみならず或は全國民の師範となり、守護神ともなつて末來永遠に我が帝國を泰山の安きに置く是れ即ち日章旗が大日本國の人格の表象であつて大和魂の一大象徴である所以である。

本居宣長詠歌

しき島の大和心を人とはゞ
朝日ににほふ山櫻かな。

第二節　大日本國の目的の表象

日本國とは何を指し何を目標として言ふのかこれを時間的に觀察すれば二千五百有餘年の歴史を有する我が大和民族及それに同化した民族の社會的團體である。これを空間的に觀察するならば東海の一孤島を根城とし其他の諸地帶を併合した四萬三千五百方里の國土である。其の文化の道程を觀るならば支那と印度の文物を輸入しこれに泰西の文物を混入した內容を有するを知る。

是れ我が日本帝國の梗概である。然るにこれを稱して大日本帝國といふは如何なる理由に基くか、之を世界の大國に較ぶれば遺憾ながらその大なる所以を知るに苦しむ。

その廣袤、文化、產業、富源、及兵力に於ても貧弱である。然るに大日本と稱

するは人口の過剰を云つたのではない、人口の粗製濫造は却て國家の恥である。不德なる者や惡質な者の多いのは國家の小なる所以である。果して然らば大日本國とは何の意味であるか、これは國家の目的に於て大なる意味でなければならない即ち我が國民の人格的理想に於て大なるなにものかを意味したものでなければならない。

體、倭小なれども膽大なれば以て六尺の賊をも驚かすに足る。

日本國には大日本國たる人格的目的がある。それは歡善懲惡、天地の公道に基いて歩むことである。世界の人道に立脚して至上至純の精神的生活を創造することである。人間の人間たる所以の人格的價値を實現して地球上に住む善良なる國民の代表者になることである。天產に於て物資に乏しくとも、科學に於て及ばずとも產業に於て劣るとも道德的に高貴な點によつて世界列强と相伍して其の偉大なる存在を認識させることであ

る。

人格に於て大なる目的を持たぬ國家が猥に物質文明にとらはれてマンモースの角のやうに强大になるとその末路は必ず憐れを止むものである。

現實的な實利主義に陷つた黃金萬能の國になつては、名利に憧れ情實に捉はれ、大義名分を弊履の如く捨てて顧みぬやうになる。浮華輕佻、僞善賣名、詐欺、强迫等が流行し以て質實剛健の美風を失ふやうになる。

この時に際し我が日章旗は大日本國の人格的目的を表識して我が國民の嚮ふ所を知らしめその歩む所を指導する一大目標となる。

吾々國民は日章旗を見るによつて、大日本帝國の宏大なる目的を知り遠大なる理想を發見する。

日章旗は人間の至高至善を目的とし採善捨惡以て堅忍不拔の精神を尙ぶ表象である。日本國民はこの明々白々たる日章旗の目的に向つて唯だ

〳〵良心の命ずるがまゝに躍動し寸毫も過たない。斯るが故に吾ゝはこの日章旗を献ぐるによつて始めて、世界の暗黑に向つて一縷の光明を認め最も勇敢に突進するを得るのである。

第三節　大日本國の使命の表象

人には人としての使命がある。人格から發した目的を遂行すべき本務がある。人格の價値は吾々が人性の使命を能く感じて居るや、否、かによつて程度附けられる。

國家にも亦國家として使命がある。これは如何なる國家にも存在する。國家の發展は國民が國家の使命を能く理解しこれを斷行するや否かによつて招致される如何にもしてこの發展を期すのが國民の第一の義務である。我が大日本國には國家本來の大なる使命がある。それは大日本國の人格的目的を發揮して、國民生活を完全な域に達せしむべき國家自身の要求なのである。即ち吾々國民に分擔された義務の形になつて居るので、各自は國家に對する自己の本分上から、この大日本國の使命を自覺して、その

實現に努めねばならない。

個人として自己の人格的目的に對する使命を感じないのは禽獸に等しいと同樣に、國民として、國家の人格的目的に對する使命を感じないのは、蠻民に等しい。吾々日本國民は古來より君子國の民である。國家の目的は既に自己の目的そのものになつて居る。自己の人格と國家の人格とは一致して居る。これ祭政一致及び君民同治の制度となつて現はれて居る。

日章旗は我が大日本國の使命を表象したものである。大日本國の人格的目的に對する宏大無量な要望を赤裸々に標榜して居る。而かもその標榜は、要望そのものであり、意志そのまゝである。大日本國の心臟は大なる衝動を以て、日章旗の上に躍り、國民はその使命を感じて心血の正に湧き出でんとするものである。

第四節　太陽と人生

日章旗は一見して判るやうに大陽を象り國家を表象したものである。

これが日章旗の國家的內容の第一義である。抑も太陽は宇宙間に數知れず有る恒星中の一つである、吾々の住める地球の太陽系統に於ては吾々の平生目擊して居る所の太陽である。太陽は何であるか、今日の天文學の智識では一知半解な不可思議な天體である炎々として燃え、赫々として天空に懸り、以て八紘の內を燭し、宇宙の暗黑を遍照すること數千萬億里、歲月また永劫にしてその實體測り知るべからざるものである。萬物を發育して剩す所なく萬物に偏頗なくその天惠の及すところ一切平等である。

即ち活動の原動力にして、價値の本源であり、至公至純の親玉である。政治も、經濟も哲學も科學も、文藝も美術等も、皆太陽の發する光鋒の一端であ

り、飛沫の一餘波に過ぎないのである。

宇宙間に介在する恒星中吾々に取つて最も貴重なものであり最も必要缺く可からざるものでありまた吾等が生命の母であり、思想の源泉でもある。

仰いでこれを神と稱し、その功德を感謝するは自ら人心の要望なのである。

それゆゑ古來より人類は太陽を崇拜した。これを神として尊崇しない民族は殆どなかつた埃及に於ても、希臘に於ても、また印度に於ても旺にこれを崇拜した。殊に埃及ではラアといふ太陽神を崇めることが最も甚しかつた。

その經典なる「死者の書」を見るに、殆どラアを讃美し盡した詩歌や祝詞で埋められて居る。

印度ではその思想が吠陀時代から繼承されて佛教となり、佛陀と太陽とはその功德を同じうして居る。六十華嚴經の如來性起品を見ても、大方廣入如來智德不思議經を見ても、如來と太陽とは性能を同じうして居る。我が大和民族も亦この太陽を崇拜することを夥しく、日を火の本體と解し、これを好んで自分の名前に附け、進んでは國號とも爲した位である。

日章旗はこの宇宙間に於ける至尊至高を象り人性の絕對至上境を描いて國旗の徽章としたものである。隨つて太陽の有するあらゆる意味は我が日章旗に集つて、意味深長なる研究の對象となつたのである。

太陽學の發達するにつれて、太陽と人生との密接なる關係はます〳〵明になると共に、我が日章旗の意味がます〳〵全世界に明にせられた譯である。

第五節　太陽と天照大神及天津日嗣

古來より我が日本國民が太陽を崇拜したことは、よく埃及や印度人にも似通つて居る。

皇祖天照大神の御神德は太陽のやうに宏大であつたから、之を日神として崇め奉つたのである。けれどこの大御神は諸外國に於けるやうな萬物造化の天神 God ではなく埃及のラアでもない。伊弉諾伊弉冊尊は造化の天神であつたが、天照大神は地神の始祖に在しましたのである。即ち人間にして神德を具へた生神である。猶太の基督は人間にして神であり印度の佛陀は人間にして如來であつた。この點から見れば畏れ多くも我が天照大神と同じである。けれど其處には擢然とした差異があるのである。天照大神は我が大日本帝國を創めて統治し給た女皇であらせられたので

ある。

それは決して罪を負つて十字架上に死した基督ではなく、菩提樹下に煩悶迷想した結跏趺座の大日如來ではない。高天原は希臘や印度や波斯などに在つたので無く唯だ我が日本にのみ在つたのである。

嘗て大御神が天の磐戸に幽居されるや六合の内が常闇となつて晝夜の別を知らず八十萬の群神等が深謀遠慮しても其の爲す所を知らなかつたのである。

これ偏に女皇の人格が恰も太陽の如く赫々としてその功德天地に普したからである。

そして天津日嗣は必ずその皇孫を以て繼承し奉り皇統連綿として一天萬乘の君を戴くことが我が大日本帝國の國體になつたのである。

上記の如く日章旗は太陽を表象したものだから隨つて天照大神の御神

德をも象り、天津日嗣の彌榮えまさんことを祈つた神聖不可侵權の表識にもなる。

吾々は日章旗に向へば太陽の赫々として四海平等一視同仁なる我等が生命の本體を掴むと與に、これを皇祖天照大神の化神として思考し奉り、且つは、天津日嗣の表象として恐惶謹言以て遙拜するのである。

黑川眞頼詠歌

あまの原とよさかのぼる日のみ旗
あふぎ仰かぬ國なからまし。

第六節　質素

太古より吾々日本人には發達したいろ〳〵の道德がある。これらの道德は遂に國民性となり子々孫々に繼承され且つ遺傳的品性を齎した所以である。

第一に擧げねばならぬのは國民生活の樣式が極めて質素なことである。支那や印度の文化が輸入されない以前は勿論であるがその後と雖も質素な點に於ては、支那や印度の比ではない。

今日は歐米諸國の複雜な生活樣式が這入つて居る混亂時代ではあるが、それでも歐米諸國の比ではなく、國民中志ある者は却つて質素に向つて逆戻りしやうとして居る。

これは何に起因して居るか我が國民の性質は簡單明瞭を好愛するが爲

めなのである。

複雜な生活樣式に捉はれて、精神生活の眞生命を失ふことを喜ばないからである。この點に於て我が國民は極めて實際的でありその簡易生活は我が日本國民の本質なのである。

如何樣に諸外國の繁雜な生活樣式が輸入されても遂には模樣替され、省略され、單純化されて國民性にぴつたり合つたものだけが殘る傾がある。

世界の國民中で奢侈や贅澤に就いて日本人ほど喧しく罵り合ふ國民はまれである。諸外國ならば何でもない事柄でも我が國の社會に於ては直ちに奢侈となり贅澤と見做れ大ひに排斥の的となる。これ何故なるか、日本人の經濟生活が單純であり幼稚であると云つたら我が國民道德史を知らぬ者の放言である。

日本人の經濟道德觀と歐米人の經濟道德觀とは、その根底から異なつて

居る。これを同一視せば其の人の經濟智識は零になり道德學はマイナスになる。

實に日本人の經濟思想は華美、虛榮、輕佻浮薄なる生活樣式を要望するのではなく質素簡單にして最も淸洒で充分にその精神生活の內容を掴まんとする所の經濟思想である。

あくどく無ひ、さつぱりとした中に寧ろ澁ひ、錆のある生活樣式を好愛するのである。

萬葉時代の和歌を見ても、江戸時代の俳句を見ても、日本人の生活は絢爛でなくて枯淡にある。西洋人でも日本の山紫水明の地に住めば油繪はあくどくて墨繪を好くであらう。

日章旗は白布に日の丸を描いた極めて簡素な國家內容の標識である。自然美の發揮に就ては萬國旗中その右に出ずるものがない。而かも各國

旗の華麗なのと較べて、その美を損することと毫未だにない。寧ろその美は惶々として輝き威風堂々として邊りを拂ふの慨がある。

繪として粗畫の手本であり、淡彩の代表でもある。吾々日本人はこの日章旗を仰ぎ奉るによつて直ちに質素な國民生活の信條に面し、その一大標傍に接するのである。

如何に華美を愛し、贅澤を好み、矯態至極の生活を營む者でも、この日章旗の前に立てば肅然として襟を正すであらう。

第七節　清廉。潔白。正直。恥辱。

我が大日本國民は昔から清簾潔白を好愛すること世界民族中まれに見る國民である。

身心ともに清淨無垢なることを愛し醜汚罪惡を最もいみ嫌つた。常に禊を爲し、祓を爲すを例とした。

天津益人等が過ち犯したくさ〳〵の罪を鎌で刈り拂ふが如く本打切り、未打ち斷ちて罪といふ罪はあらずのこる罪はあらず、祓ひ給ひ清め給ひと祈つた。それ故日本人の精神は極めて潔白になり、正直になり、諾を重んずる風習が起つた。陰し立てすることなく、飾り立てすることなく生一本で恰も唐竹を割つたやうに有りの儘の姿を愛するやうになつた。それがため非常に簾恥を重んじ名を傷けることを最も嫌ふやうになつた。

即ち公明正大になり、たとひ過つて恥べき行爲をしたとしても腹を切つてその罪を謝するの國民となつた斯くして清廉剛直なること世界に冠絶するに至つた。

日章旗は白地の木綿で作られて居る。これは一見して明かなやうに何人も知るところである清淨にして潔白なことを好む國民性の發露であると共に正直にして廉恥を好む者の心情でもある。

既に白紙の幣を神體と爲し惡魔を秡ひ清める要具と考へたほどに我が日本國民は、今や白木綿を以て國旗の下地と爲しやはり氣魂を清めるものと考へるやうになつた。

これは大に理由のある事である斯くせねば滿足できぬ國民なのであるけれど白地には色がない、無色なるが故に清廉潔白を示して居るしかし無色は永くこれを凝視すれば神經を疲勞させて眼を害する。それ故これに

有色と配して初めて健康に適するものとなる。實に白色は七色の上に生じた種々の意味を有するものである。また、白色の帛は綠の柳に結ばれて何となく神々しいこれと同じく日章旗は白木綿に赤の日の丸を畫いて初めて我が神州の意義を發揮するものである。

第八節　快活、勇氣、熱誠、

吾々日本人の國民性として特色のあるものは快活なことである。即ち天眞爛漫であり樂天的である。如何に不快不滿な出來事に相遇してもあつさりと水に流し氣樂に考へるのが例である。

くよ〳〵泣いて暮すより笑つて暮すのを好む國民なのである。失敗を重ねても遂には盛り返し〳〵何處底までも進むといふ進取氣魄を有する國民なのである。

蓋し世界國民中最も樂天的な國民である。

隨つて陰欝なところがないから勇氣自ら生じ生悍なること天下隨一である。

死を輕んずること鴻毛の如く義を重んずること泰山の如しされば國家

に一旦緩急ある時は義勇公に奉じ以て衝動的に蹶起する國民なのである。時に熱血自ら迸り、赤誠天を焦し、鬼神爲めに泣しむるの慨がある。

日章旗は赤色の太陽を表象し熱を含み火を吐いて居る狀を示して居る。赤色には約二百種類あるが何れも暖い色であつてその感覺は快活な感じを思ひ起さしめる。即ち沈んだ思ひを勵まし更に活動の元氣をも振い起さしむその有機的原子は最高速度を以て廻轉して居ると言はれる。

それ故太陽を目擊すると靜かなる者は動き、冷なるものは熱し、泣く者は笑ひ、病む者は癒え、無力は有力となり、愚者は賢者となる。實に刺戟の元祖であり、活動の本源であり、精力の代表である。

それ日章旗は以上の意義を表象し更に勇氣、至誠、熱誠の表象ともなつてゐる。

吾々日本國民は日章旗を仰ぐによつて快活、熱誠、勇氣、爲めに百倍し熱血

自ら迸るものがある。しかしながら斯樣な感情の激するところ必ず禍を伴ひ易い。即ち騎虎の勢は脫すべからざる虞があり、歡樂極まれば哀傷多し。

それ故これを敎導する智識を以てせねばならない。智を以て感情を統御するに依つて完全な活動がなされる。

以下順次これらの點に就いて特に記述して見たいと思ふのである。

第九節　圓滿。智慧。完全。統一。

我が大和民族は性來潔白であり快活であり多血質の國民であるかの如く思はれて居た。がそれで居て案外他民族のやうに極端な行動には出でなかつた。極めて實直であつたから矯激なことを嫌ふ國民であつた。それは一面に於て圓滿なことを好む心があり、自省心强きため慾望が制御され自ら人格の統一が出來て居るからである。

古事記四十八に「此の鏡は專ら我が御魂として吾が御前を拜くが如く齊き奉り給へ」とあるやうに、明鏡を以て圓滿な智慧の象徵となし、冷靜な批判の完全鏡と爲し、以て意味を明にかし人格を統一する精神的生活の一大象徵と爲したのである。

正直なのも、廉恥なのも、勇氣あるも、熱誠なるも、凡て智識が圓滿であり、意

志の人格的統一が出來て居るからである。

また我が國民は古來より寶玉を愛した。玉は圓くして潤澤あり、完全なる個性を持つて居る。人格の圓滿に發達したものゝ表識とするに足る。

日章旗は太陽を象つたもので圓い玉のやうである。卽ちこれを平面的に見れば圓であつて鏡の如く、立體的に見れば丸くて玉である。

けれどこれを圖面に現はせば平面圖と立體圖となり、同じく共通の圓孤に歸するのである。日章旗はこの靈妙不可思議な數理的圓形を表示して、國家の內容を象徵したのである。

吾々國民はこの日の丸の旗を見るによつて直ちに圓滿な智識を想像し、完全な人格の統一を暗示される。

清水濱臣詠歌

仰きてもかしこきものは天照す
ひるめの神の御影なりけり。

第十節　正義。公正。博愛。平和。

日本人の國民生活には上述の如き諸德が發達して居た爲めに、そこには自ら正義の觀念が培かはれた。

自己の目的の爲めに他人の人格を手段に供することを嫌ひ、個人の利益を重んずると共に社會の利益をも重んじ自他一體の協同生活を信條とするやうになつた。自己の生存と名譽とを愛さんが爲めには、他人のそれらをも同時に愛した。

それゆゑ日本人の正義觀念は自己の都合によつてのみ解釋したところの個人的正義ではない。又それに反對して社會を極端に重んじた社會的正義の觀念でもない。その兩者を巧みに統一した人格的正義の觀念なのである。

隨つて國民の思念公平無私を尙び且つ公正を愛するの國民となつたのである。それ自愛と他愛とはその極に於て相一致し競爭と協同とは遂に合致を來し人柄の好い、氣立の好い。而かも親切な、同情心に富んだ仁慈博愛の大精神が我が日本國民の特性となつたのである。

國民は自ら一大家族として共に喜び共に悲しみ共存共榮して崇なる神德を共に感謝しなければならぬのが我が大和民族の境遇なのである。

先驅功名や、私檀獨占や暴利暴富は國家の賊である。それらが外國では存在する可能性があつても我が神州に於ては存在する餘地がない。自己一人の幸福を神に祈ることは、神德を冒瀆した行爲である。

異邦の邪神ならば聞きとゞけることがあつても我が日本民族を統治し給ふ、天津御國の神は必罰を與へ給ふであらう。

斯くして我が日本國民は內心より平和を愛する國民なのが分る正義の爲めに憤起することがあつても、私利私慾の爲めに侵略を企てたことが無い。身を守り、國難を禦ぐことがあつても、進んで盜し好んで殺人をしたことは無い。節義を重じ弱きを助け、强きを挫く爲めに、甲冑を鎧ひ、長劍を帶することがあつたがそれは世界人類共通に行はれた未開時代の戲れであつたのである。

現在の國際的生活に於ては平和は世界道德的觀念となつたのである。故に口にするを潔しとしない。日本國民は平和條約を隨仰した。畏くも我が

陛下には批准されたのである。既に然りとせば今や如何なることがあつてもその信義に違背することは絕對にない。縱令外國より欺かれ、その平和を一時の賣物にされ、人道を方便として裏切らるゝことがあつても日本國民は飽までその平和を擁護し、自重して、惡魔の爲めに猛然として蹶

起するに至ること火を見るよりも明かである。

日章旗はこれらの事柄を無言の裡に證明して居る。正義、公正、博愛、及平和等の表象である神聖にして不可侵なること天下に比類ない。

是れ即ち大和魂の發露である。若しこれに對してその尊嚴に冒瀆するが如き行爲があれば實に天道の許さざる所であり、自然界の眞理の大なる破滅である。吾々日本人は世界の人類と共にこの日章旗を仰ぎ奉ることによつて如何に世界の正義が擁護され、如何に世界の公正が保持され、如何に世界の博愛が撤底され、如何に世界の平和が永遠の確保を得るかを想見するに足るものがある。

日章旗の國家的意義は既に前章の説明によつて盡したから、今度は日章旗掲揚に就いてその範圍を明にしなければならない如何なる場合に限り如何なる範圍に掲揚するか、これを辯へて居なければならない。

大別して二つの場合に掲揚することになる。一は對外的場合であり一は對内的場合である。即ち前者は國家と國家との關係から掲揚しなければならない。後者は國民の内輪生活の點から掲揚しなければならぬのである。

第四章　日章旗掲揚の範圍

第一　對外的掲揚

第一節　船舶に於ける日章旗の掲揚

國旗の世界的起原は船舶の國籍を明にする必要に由來したものであるから、日章旗は先ず日本の船舶に掲げなければならない。

日本に國籍を有する船舶であるならば近海航路、遠洋航海何れを問はず全部掲げるべきである。船舶法第七條には「日本船舶は法命の定むる所に從ひ、日本國旗を掲ぐることを要す」とあり、第二條には「日本船舶に非ざれば日本國旗を掲ぐることを得ず」と規定されて居る。また第七條には「日本船舶は法令に別段の定めある場合を除く外、船舶國籍證書又は假船舶國籍證書を請ひ受けたる後に非ざれば日本國旗を掲げ、又は航行せしむることを得ず」とある。

これらの法規によつて、これを見れば、日章旗は日本船舶にのみ掲げられ

るものであり、そしてその船舶が日本の國籍證書を請ひ受けた後でなければ掲げられない掟になつて居る。

それから第二十二條には「日本船舶に非ずして國籍を詐る目的を以て、日本の國旗を掲げたるときは、船長を百圓以上千圓以下の罰金に處す情狀重きときは、其の船舶を沒收す。

但し捕獲を避けんとする目的を以て日本の國旗を掲げたるときは、此の限りに在らず。

日本船舶が國籍を詐る目的を以て日本の國旗に非ざる旗章を掲げたるときは、亦前項に同じ」と規定されて居る。この法文は誠に嚴格なものであり、最も必要なことでもある。

船舶に國旗を掲げるのは國籍を明にし、國家的意義を象徵する目的から生じたのであるから外國の國旗を掲げて詐ることは國旗を冒瀆する行爲

となる。これを取締るために、處罰するのは當然である。けれど不幸にして海賊に襲はれ時の危難を避ける爲め最後の手段として、外國の國旗を掲げることは即ち救助をその國の力に求める意味であるから、惡意にはならぬ。

海難は共に助け合ふのが世界海運史の美風である依つて一枚の國旗で不時の遭難を避け得るとせば結構至極と云ふべきである。

東久世通禧詠歌

あまつ日の御國のかけは天津日の
照すかきりは國にてりなむ。

第二節　海外居留地に於ける日旗章の掲揚

現在の國際的慣例に於て、公使や領事を交換して官廳を設けて居るのであるからその所在地は國家主權の出張所である。

其他各國民は自由に入り交つて生活することが年增に甚だしくなつて行く從つて到る所に內地人と雜居する居留民を見受けるのである。殊に移民の入り込む地方に於ては、一曾夥しいのである。そこで是等の外地を各國は國法によつて保護する必要がある。その場合各國は國旗をその保護の表象とし、敬愛の表旌とする譯である。各國居留民が居留地に於て國旗を揭場し遙かに故國を偲ぶのは極めて奧ゆかしい心情でもある。

公使館や領事館に國旗を揭げる外に居留民各自の戶々にも揭げて國威發揚と爲すことは必然の事實でもある。

唯だ國旗事件を生じ國際問題を惹起するが如き振舞があつてはならない。國旗事件は多く國旗に對する內外の誤解に基くので、双方共に國旗に對する正しい智識を缺くことに原因して居ることが最も多い。國旗の眞意義に從ひ、相互に同情ある諒解を望まなければならない。それを單に自國の主權の表象だからと云つてみだりに振り舞はしては人を驚かし、他國を脅威さすことにもなる。

他國の主權の下に揭揚させて貰ふのであるから極めて謙讓の間に自國の威信を保たなければならない。

それ卽ち國家の人格的存在を立證するに足る揭揚であるから、苟旦にも進軍の大旆や凱旋の長旒にならぬやうに特に注意しなければならない。

第三節　國際的儀禮に於ける日章旗の揭揚

國際的生活には儀禮がある。國際的道德は先ずこの儀禮から始まるのである。

外國人に無禮を加へることは國家そのものを侮辱した行爲として解せらるのである。

この國際的儀禮は誠に敏感的であり、また好意的なものでもある故に國家と國家とは外交辭禮の遣り取りにもなり、虛禮の交換に終るやうなことにもなる。

かゝる時に、最も敬虔にして嚴肅なる誠意を示したる儀禮は國旗に對してゝある相互に敬意を表し表されることである。

我が日本帝國と外國との國際的儀禮が行はれる場合に日章旗の揭揚は

外國より儀體を受ける時である。また日本が外國に對し儀禮を爲す場合にもこの日章旗を掲げることになる。

殊に個人として外國に對して敬意を表する場合や外國人を歡迎する時には外國旗と共に日章旗を同時に掲揚するのが禮儀であるが若し外國旗を持ち合せぬ時には日章旗を掲げるだけでも充分である。

第二　對内的掲揚

第一節　祝祭及凶禮に於ける日章旗の掲揚

對内的に國旗を掲揚すべき中にも重なる場合は、國家の祝祭日又は凶禮に掲揚することである。これは各國何れも同一の習慣である。

我が日本帝國では先ず國家の紀念日として國民の奉祝する紀元節に日章旗を掲げねばならない。それから國家の元首の誕辰を祝ふために國旗を掲げるのが各國の習慣であるから我が國では天長節の日に掲げなければならない。

次に初めて國旗を制定した日を紀念する爲めに國旗祭を行ふのが各國の習慣であるから我が國でも文久三年八月七日又は明治三年正月二十七日を紀念する爲めに、當日は國旗を掲揚すると共に旗行列をしたりするのが最も意義があるこれはまだ行はれてゐないが國家の爲めに恥ずべきこ

とである。

今日までの習慣としては、四方拜、紀元節、天長節の謂所三大祝日、元始祭、春季皇靈祭、神武天皇祭、明治天皇祭、秋季皇靈祭、神嘗祭、新嘗祭等の祭日には各戸國旗を掲げることになつて居る。また臨時國家に祝祭や凶禮の生じた時には勿論何時でも掲げることになつて居る。それから神社の祭禮には各戸にそれ〴〵日の丸の提燈を下げるのが今日我が國の習慣なやうだがこれは夜間下げるのは至極結構だとしても晝はやはり日章旗を掲げて奉祝した方が宜しい。

殊に日本の神社の祭禮は祖先崇拜に外ならないから、質素なる日章旗を掲げてこれを祭るのが正當であると言はねばならない。

祭禮にお祭騷ぎをして商賣の景氣附けなどに利用しては神社を冒瀆したものである。

第二節　國民教育に於ける日章旗の掲揚

國家は如何なる國家でも國民教育に留意專念しないことはない國家の興亡は實に國民教育の良否に由るのである。

この點から見れば如何なる英雄が出て慷慨悲憤しても國民教育に大なる缺陷があらば殆ど取り返しが附かない。

この點に於て我が國の國民教育は今までのところ大過なかつたのである。然るに近年に至り我が國民生活は甚しく荒頽して、往日の質實剛健な氣象を失つて華奢淫佚に赴き輕佻浮薄の風が沼々として襲ふて居るのである。

畏くも明治大帝はこれを憂へ給ふて戊申詔書を煥發された。然るに頑民は依然としてその非行を改めないのみか益々出でゝ益々昌ならんとし

て居る。危險なる思想と運動とは時々刻々盛になつて來る。この時に當つて賢明なる日本の教育家諸君は如何なる妙案によつてこの德育の頽勢を挽回し得ると自信するか。

是れ卽ち何人も頭を惱ます大問題であるが、その解答は自ら明々白々として大揭されて居る。

道は邇きにあつたのである。卽ち日章旗是なり。日章旗を揭揚して、その國家的意義を默禱せよ。國民教育の大理想は大陽の宇宙を遍照する大理想となつて現はれ萬德の府となつて、千百の修身講話に優るものとなる。

日章旗を揭揚して兒童學生にその精神を理解させれば日本國民の德育の基礎は築かれるのであるその後は日章旗の强い印象にひかれて彼等は社會に出でゝも矩を踰えざる國民となること必定である。これ全く宇宙に於ける太陽の威力に由れるものか、皇祖の加護に由れるものか、德望の高

い教育家の指導に由れるものか吾々はその總べてゝあると信じたいのである。それゆゑ日章旗の實際的活用は學校から始めなければならない。殊に小學校から實行しなければならない。この意味に於て學校長諸君は自ら進んで日章旗を校庭に揭揚すべきである。旗格を設け竿を立て、綱によつてこれを上下すべきである。そして授業の始めから終りまでこれを揭揚して置くべきであるこれによつて受ける兒童の感化力の如何に甚大であるかは想像も及ばぬことである。

我が日章旗は斯くして國民教育の基礎となり國家興隆の源泉ともなつて未來永遠に光輝あらしむるのである。

第三節　國民個人の國家的奉仕に於ける日章旗の掲揚

國民の一員たる吾々は個人的に國家社會の爲めに奉仕することが極めて多い。

國家社會の發達は國民が銘々不智不識の裡に公共的行ひを爲すによつて發達するのであるから一層これらに就いて善導せねばならない。そこで日章旗はこれらの場合に最も應用さるべき方法であらねばならぬ即ち吾々日本人は國家的奉仕の行爲に對して特に日章旗を掲揚して、奉祝したいものである。

それ入營や除隊の送迎に於てのみでなく總べての國家的奉仕に關しそれを擴張したいものである。國家的奉仕であることを立證するにも、日章旗を掲揚することが極めて必要である。殊に國民中の或る者が國家に大なる貢献を爲した場合にその關係者が集ひ、日章旗を掲揚して祝福すべきことは大なる意義を發揮するものである。

單に名利に捉はれ爵位勳等を羨望する思想を一掃する爲めにも、將又、質實剛健なる美風を喚起せしむる爲めにもこの日章旗を掲揚するによつて何れも其の功德が大なるものがある斯くしてこそ國民的美風を如何に宣揚するに足るかわ言はずとして明かなことである。

第四節　審美的精神に於ける日章旗の揭揚

日章旗は世界各國に比類なき自然美を發揮し、日本國民の質實剛健なる國民性を表象してゐる故にその小旗は先ず小供の玩具として與へて宜しい。高價な玩具を買つて與へるよりも質素にして而かも綺麗な日章旗を與へた方が如何に健全であるか小供すら辯へ得ることである奇妙に日本の小供達は日章旗を好む。

これは簡單明瞭であつて、小供の心を惹き附けるからでもある泣く子にも日の丸の旗を與へれば泣が止みこれを振つて嬉々として樂むのである。それ故子供は旗とりをするとか旗行列をするとかは最も好む遊戯である。

たゞ單に國旗を神聖なものとし大切なものにのみ思つて箪笥に仕舞ひ込んで實際的効果を顧みぬやうでは却つて國家的意義を失ひ國旗の眞意を解さぬことゝなる。

日章旗はまた自然美の最も完全なものであるから一個の美術品でもある。而かも神聖にして莊嚴なる藝術品でもある故に居間とか、應接間、書齊、子供室には一流揭げて置きたいものである。徒らに贅澤な骨董品を列べて惡い趣旨の裝飾に陷るよりも、質素であり而かも淡彩の日章旗を揭げて一切の惡魔を放逐した方が如何に住み心地が好く良心にさわやかであるか較べものにならない。

吾々日本人は下品な賤劣な裝飾を大いに嫌ふものである。裝飾は須らく高尙にして單純な美を具へたものであつてよい。

即ち我が國民は綠の榊に白幣を結んで壯大な美觀に打たれたのである今また白地に日章を描いて矢張り壯快な美の感に打たれんと欲するのである共に日本國民の偉大なる藝術品である。

第五章　日章旗掲揚の仕方及心得

高崎正風詠歌

日のみはた仰ぐにつけてあふぐかな
いや照る國の神の光を。

第一節　敬虔的態度

國旗を掲揚するには敬虔なる心を以てせねばならない。また不作法な取扱をしてはならない。國旗を尊敬することは各國共通の世界道德である我が日章旗はこの意味に於て日本國民の崇敬の的となり尊重の目標とならなければならない。國旗に見ゆることは國家そのものに見ゆるが如く、これを迎へることは國家そのものを迎へるが如く、國家の生命の基源と考へ、國家の威信の發祥地であると思はなければならない。皇祖皇宗もその中に座し至貴至尊もその中に座まし我等の祖先もその中に在り、吾々自身の精神もその中に存すると考へなければならない。即ち日章旗は大陽を表象したものだから大和魂の一大象徵であると同時に世界各國人種の有する魂の象徵でもあるそれ故吾々日本國民はまずこれに對して大なる

敬虔の念を以て奉仕すると同時に世界萬民も亦この日章旗を掲揚する時には敬虔の心を以て無限の尊崇を拂はなければならぬ。

第二節　一般の掲揚の仕方

國旗を掲揚するにはその精神に於ては萬國殆ど共通であると云つて宜しいが風俗習慣によつて多少の差異は免れない。先ず各國共通の風習としては、旗の布を竿の先に附けたものに外ならない。けれど旗地と竿とは世界各國千差萬別であり、一國内に於ても個人の趣味によつて異つて居る。我國に於ては木綿地に竹竿を用ゐるのが一般の習慣である、しかし中にはすばらしくこつたものもある。それは旗地を絹にし、竿を黑白に、漆やペンキで塗り分け、旗頭には金銀の球や、三角球や錦などを附けたのもある。これらは日章旗を立派なものに仕上げやうとして、金を掛けたに過ぎないのであつて、制式でも何でもない。各人の任意に委して宜しいが日章旗の精神は諸外國の國旗とは異り質素と簡單とを旨としたものであるから餘り

にこつた構造に飾り立てることは却つて本來の精神を失ふことになるのを記憶しなければならない。

それから國旗の掲揚に就てその旗の切地と竿との關係に於て萬國共通の習慣がある。祝祭日には旗の切地を竿頭から附けなければならないが(上圖)凶禮には少し下げて半旗にするか(中圖)又は黑布を上端に附着するのが(下圖)

習慣になつて居る。圖解すれば左の如くである。

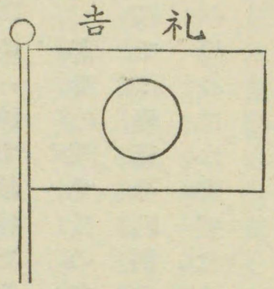

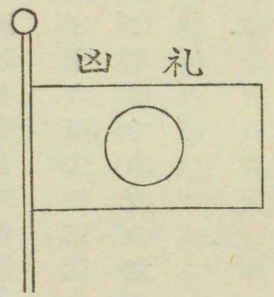

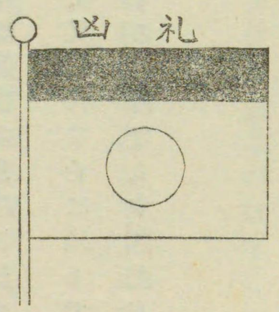

旗竿の建方には、眞直なのと斜なのとがあるが場所の許す限り眞直に高く建てた方が神々しい。殊に綱を用ゐて中空高く揚げたのは、八紘に輝いて最も壯觀である。

それから一流を建てるのと、二流を交叉して建てるのと二通りあるが日章旗を外國旗と交叉して建てねばならぬ時は別であるが日章旗のみの場合には一流で結構である。同じものを二流建てるのは質素の意味に反する。富貴の門で日の丸の旗と十六輝光の軍旗とを交叉したなどは過りである。それでは幔幕や緞張のやうなもので奉祝の意に反する、のみならず、凶禮などの場合には非禮にもなる。

第三節　船舶に於ける掲揚の仕方

日本帝國の國籍を有する船舶に日章旗を建る場合には、船尾の旗竿に掲げる。こゝが唯一の日章旗掲揚の場所である。

或る場合には後檣後部の料竿に掲げるが今日の船舶は各國とも大底共通に船尾旗竿にのみ掲げる習慣になつて居る。

それから各私立汽船會社の旗章や、税關旗、遞信省旗、航路標識管理所旗、港長旗、商船學校旗、義勇艦隊旗と云ふやうなのは國旗ではないから船尾の旗竿に掲ぐべきではなくてその檣頂桁端または船首に掲ぐべきである。それから修理中の船舶や、港内に永く碇泊して居る船舶や、外洋を航海して居て他の船舶を見ない場合や、暴風雨に襲はれて居る時などは漁船ならば漁臘中は強いて國旗を掲げて置かずとも宜しい。